

令和5年4月25日（火）

於・農林水産省第3特別会議室

第209回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後2時00分 開会

○鳥海林政課長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席を頂きまして誠にありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます林政課長の鳥海でございます。よろしくお願いいたします。

まず、定足数について御報告をいたします。本日は、委員20名中オンラインでの御出席も含め17名の委員に御出席を頂いております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立をしていることを御報告をさせていただきます。

お手元に参考の1として林政審議会の委員名簿を配付してございますが、本日は福島委員にオンラインで御出席を頂いております。福島委員は15時30分までの御参加というふうに伺っています。また、河野委員、小山委員、斎藤委員は御欠席となっております。

林野庁の出席者につきましては、お手元に参考2として林野庁名簿を配付しておりますけれども、林野庁長官と林野庁次長につきましては、本日国会に出席をしております。欠席となりますことを御了承ください。

また、今回の林政審議会はオンラインも併用しての開催となっております関係で、お願いを申し上げます。会場にお越しの方は、御発言の際にはマイクのスイッチをオンにいただきまして、できるだけ口近づけてゆっくりと御発言を頂きますようお願いを申し上げます。また、福島委員におかれましては、御発言の際にはマイクをオンにいただきまして、御発言が終わりましたらミュートにいただけますようお願いいたします。

それでは、ここからの議事進行は土屋会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○土屋会長 改めまして皆さんこんにちは。

年度始めのかなりお忙しいところに御参集いただきましてありがとうございます。福島委員についてはオンラインで参加いただきありがとうございました。

今日は、施策部会の方で鋭意検討いただきました森林・林業白書についての最終的なまとめの議論をして答申までいくということでもありますし、あと全国森林計画の話もあり、その他かなり重要な案件がそろっております。ただし、後ろの方に実はちょっと別の予定があるということで、余り後ろには延ばせないという状況ですので、是非いつもと同じように、皆様簡潔に御発言をしていただければ非常に有り難く思います。それから御発言の前には、手を挙げて発言をしていただくのは当たり前ですが、オンラインの方もいらっしゃいますので、

是非お名前を述べていただいてから御発言いただけると有り難いなと思っております。

それでは、まず初めに林政部長の前田様の方から御挨拶をお願いいたします。

○前田林政部長 皆さんこんにちは。林政部長の前田でございます。

審議会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、日頃より林野行政の推進に御協力、御理解いただきまして誠にありがとうございます。また、本日は大変御多忙のところ御出席いただきましてありがとうございます。

本日は、今、土屋会長からお話しがありましたけれども、本年度最初の林政審議会ということで、まず1つ目として政府が毎年国会に提出しております森林・林業白書について御議論の上、答申を頂戴する。それから2つ目といたしまして、全国森林計画の策定について諮問をさせていただきたいと思っております。

まず、森林・林業白書ですけれども、昨年9月の審議会におきまして諮問をさせていただきました後、施策部会におきまして3回議論を重ねていただきました。本文案がまとまりましたので、本日、御議論を賜りたいというふうに思っております。

今年度の白書は、特集といたしまして、治山対策をテーマに取り上げております。また、特徴的な出来事としてトピックスにつきましては、林地開発許可制度の見直し、それからしいたけの原産地表示のルールの改正など、5つの事項について取り上げております。いずれも国民生活に深く関わるものでございますので、国民の皆様の御理解、御関心が一層深まりますよう、図表あるいは事例、それから写真などを活用しながら、的確な記述に努めてまいりました。さらに国民の皆様に使ってもらいやすい白書にすべく、本日は委員の皆様から様々な御指導をお願いしたいと思います。

それから、全国森林計画につきましては、森林法に基づいて農林水産大臣が5年ごとに策定することとされてございます。全国44の流域ごとに伐採量や造林面積などの計画量を示すことで都道府県知事が策定されます地域森林計画などの指針となる役割を有してございます。本年秋頃の答申を目指し、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

そのほか、前回2月の審議会におきまして御説明いたしました盛土規制法に基づく基本方針の案につきましても、その後の状況などについて補足説明させていただきたいと思っております。

本日は長時間に及びますけれども、審議会の委員の皆様におかれましては忌憚のない御議論を賜りますことをお願い申し上げまして、私からの挨拶といたします。本日はよろしくお願い

いたします。

○土屋会長 前田部長どうもありがとうございました。

我々の審議会のときは、最後にもう一度、いつもでしたら長官若しくは次長なんですが、今回はその役を前田部長に担っていただいていますので、よろしくお願いいたします。

報道関係のカメラ撮りは要らないのかな。大丈夫ですか。

それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

これまでも御説明ありましたように、本日は令和５年度森林及び林業施策につきまして答申まで行いたいと考えておりますので、委員の皆様の御協力をお願いいたします。

ここの令和５年度森林及び林業施策というのは、今年度の施策なわけですが、その提案のために昨年度の施策の説明と、さらにその背景を詳しく説明するいわゆる白書というのをまとめて審議することになっておりますが、法律上は、今年度の施策が直接の検討の対象となっているということを御理解ください。

それでは、令和４年度森林及び林業の動向（案）、これがいわゆる白書ですね、及び令和５年度森林及び林業施策（案）について、昨年９月以降、先ほどの部長のお話だと３回になるんですかね、施策部会で御検討いただいておりますので、立花施策部会長からその検討過程の御報告をお願いいたします。

○立花委員 それでは、私から林政審議会施策部会における議論について御報告を申し上げます。

令和４年度森林及び林業の動向（案）及び令和５年度森林及び林業施策（案）については、これまで施策部会で３回議論しましたので、その過程について御報告いたします。

第１回施策部会は、令和４年９月７日オンライン併用で開催いたしました。ここでは、事務局から令和４年度森林・林業白書の作成方針について説明が行われ、特集のテーマを人々の生活を守る森林、副題として気候変動に対応した治山対策とし、通常章については昨年度同様、森林の整備・保全、林業と山村、木材需給・利用と木材産業、国有林野の管理経営、そして東日本大震災からの復興について記述することが提案されました。

令和５年度森林及び林業施策については、森林・林業基本計画を踏まえた項目立てをすることが提案されました。このことに対して、委員からは以下のような意見がございました。たくさん意見を頂きましたけれども、その中で主なものをここでは取り上げて皆様に御紹介いたします。

特集について。まず丸川委員から国土強靱化、流域治水、グリーンインフラ等について、国

土交通省だけではなく、林野庁も取り組んでいることを記載すべきである。松浦委員から、近年の災害をレビューして過去の災害との相違点などを整理すべき。中崎委員から、大規模災害の中で林道が果たしている役割もPRすべきなどの意見が出されました。また、斎藤委員から、過去の白書に遡って見る、あるいは検索することができるようにしてほしいとの意見が出されました。

第2回施策部会は、令和4年11月15日に開催いたしました。ここでは、事務局から構成や各章の主な記述事項の案が出されました。

説明を踏まえて委員からは、冒頭で紹介するトピックスについて、まず丸川委員、塚本委員から、トピックスの順番について再検討してほしいなどの意見が出されました。また、特集章については、斎藤委員から、災害の形態変化について原因も記述して正確な理解につなげるべき、また私からは、第1回でお話があったこのタイトルについて再検討してほしいという意見を出しました。

また、通常章については、小山委員から、林業普及指導員の活躍している事例を紹介してほしい、中崎委員から、原木しいたけもPRしてほしい、日當委員から、ウッドショックによる国産材の代替需要が増加している流れについて記述してほしい、斎藤委員から、木質バイオマスの記述はカスケード利用を意識してマテリアル利用の後にエネルギー利用という順番にしてほしいという意見が出されました。

第3回施策部会は、令和5年3月10日の開催です。ここでは、事務局が作成した本文の素案について審議いたしました。その際、過去2年度はトピックスの後に特集という順番でしたが、今年度の白書から農林水産省全体の統一方針として、特集の後にトピックスを置くという方針になったことが説明されました。また、分量については、昨年度大幅に削減されたわけですが、今年度はそれとほぼ同じ分量になっていることの説明がありました。また、斎藤委員からの提案があった過去の白書の一括検索について、検索サイトを設置するめどが立ったという報告がなされました。

これらを踏まえて、委員からの意見としては、まず特集章について、松浦委員から、戦後森林が回復して災害に強くなってきたが、近年の気候変動で災害が激甚化し、形態変化しているという流れが読者に伝わりやすいよう記述を整理してほしいなどの意見が出されました。また、トピックスについては、樹木採取権について日當委員から、本来の趣旨についてもしっかり記述してほしい、また、私からは伐採面積の上限について具体的に記載してほしい、また再造林がしっかり行われていることも記載してほしいということの意見がありました。

さらに通常章については、日當委員から、木材価格の推移について、令和4年度は令和3年度の高値より少し下がってきていることが分かるようにしてほしい、建築物木材利用促進協定について、具体的内容が分かるようにしてほしいという意見がありました。また、私からは、木材輸出について、金額だけでなく量も記載してほしいという意見もしました。

これらの議論を踏まえた本文の記述の取りまとめと、本日の林政審議会への報告については、私が施策部会長として一任を頂きました。

施策部会長として、事務局作成の案は委員からの意見を適切に反映していると考えております。そして内容としても適切であると考えますので、そのことをここに御報告いたします。

以上です。

○土屋会長 的確な検討の説明、非常にありがとうございました。

それでは、これから審議に入りたいと思います。

企画課長の方から、令和4年度森林及び林業の動向（案）及び令和5年度森林及び林業施策（案）について、まずは御説明をお願いいたします。質問の方はその後にまとめて行いますので、よろしくお願いします。

○森下企画課長 ありがとうございます。企画課長の森下でございます。

本日はどうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、私より令和4年度の森林・林業白書の本案につきまして、資料の1－2、概要版に即して、そして必要に応じて本文に触れながら御説明を申し上げたいと思います。

まず、目次を御覧ください。

まず、白書の基本的な構成でございます。特集、そしてトピックス、そして本編というような構成にしております。

まず特集でございます。気候変動に対応した治山対策ということでテーマに設定をさせていただきました。

それからトピックスでございます。令和4年度における特徴的な動きを5つ紹介しております。委員からの御意見を踏まえ、まず1番目、冒頭は森林政策の根幹でございます森林保全に関する動きといたしまして、太陽光パネルの設置に伴う土砂災害のおそれ等を踏まえまして、林地開発許可制度の規制を強化したといったことをしっかり紹介しております。

それに続く形で、林業に関する2つの動きといたしまして、しいたけの原産地ルールの見直し、そして林業労働力の確保に関する基本指針の見直し、そしてその後に森林以外のクレジット制度の見直しの話、そして最後に国有林の樹木採取権制度のスタートの話をトピックスとし

て紹介することといたしております。

そして特集、トピックスを経まして本編に入っておりますが、例年と同様の章立てにて、森林・林業の動向につきまして総合的かつ体系的に御紹介をさせていただいております。

なお、こうした章立てというか、構成と特集、それからトピックス、そして本編という順番にさせていただいておりますけれども、若干補足をさせていただきたいと思っております。

まず、農林水産省全体で食料・農業・農村白書、それから森林・林業白書、そして水産白書、そして食育白書、計4つの白書を所管・担当させていただいております。この4つの白書でございますけれども、特集、トピックス等の構成、それから順序がばらばらでありましたところ、本年度より省として共通の考え方で統一した作成方針を定めるのが適切であろうというふうに考えておまして、まずは一定程度の期間、数年間にわたる重要な動き、動向、トレンド等につきまして、深く掘り下げて分析したものをまず特集として記述をするといったこと。そしてその後、単年度、当該年度における動き、動向に移ることとしまして、まずはその当該年度における重要な動き、特色ある、特徴ある動きを紹介するトピックス、そしてその後に通常章で総合的、体系的に説明をするといった構成は適切とされました。

森林・林業白書といたしましても、やはりこうした基本的考え方に即して対応してまいりたいというふうに考えております。

なお、過去に特集とトピックスが入れ替わったことがございまして、余りころころ変わるのは読者として混乱するのではないかというような御指摘、御懸念も頂きましたけれども、この点はきっちり今後、堅持をしてまいりたいというふうに考えております。

それから、目次の左側のページに、これまでの森林・林業白書を一括して検索できるサイトを作成いたしました。是非御活用くださいといったような吹き出しを付けさせていただいております。

御案内のとおり、白書はこれまでの森林・林業をめぐる経年的な変化、経緯、歴史等をしっかり記録して、将来の施策の検討あるいは学問的な観点からの研究に役立てていただくといった役割を担っております。これまでの白書につきまして膨大な蓄積があるわけでございますけれども、これにつきましていつでもひもといて、そしてたどっていただき、そしてアクセスいただき、必要な情報を御覧いただくことができるようにするといったことが必要であろうと考えておまして、今年からスタートさせております。

具体的にはこの新しいサイトに入っていいただければ、例えば御関心のあるキーワードを基に検索をかけていただければ、該当する白書の該当箇所、そして該当する記述に飛んでいただく

ことが可能となっております。現時点では昭和56年以降の白書を掲載いたしております。

まだ試行段階でございますので、林野庁ホームページからのリンクは貼っておりませんけれども、令和4年度の白書の公表と併せまして、これもリンクを貼って公開をしたいというふうを考えております。それまでの間は、委員の皆様におきましてお試しいただければというふうに存じます。

それからその下のところに、いわゆるSDGs、サステナブル・ディベロップメント・ゴールズに係るアイコンを付けさせていただいております。森林・林業、それから木材産業、それからその政策とSDGsとの関わりというのは大変深くなってきておりますので、この白書における説明の各項目の後にSDGsのアイコンを付するように、一昨年度から工夫をさせていただいております。

それから、昨年度より、昨年、政府の全体の方針といたしまして、より分かりやすい白書ということを目指して、その分量を大幅に圧縮、簡素化、コンパクトにさせていただいたところでございますけれども、これに伴いましてより詳細な内容についてもアクセスできるように、それぞれの説明のところにQRコードを付しております。このQRコードをたどっていただければ、より詳細な内容についてもアクセスできるようになっておりますので、併せてここについても御報告をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず、特集に入っております。

特集、気候変動に対応した治山対策でございます。

まず大きな1でございます。森林の機能と治山事業の役割を紹介しております。

(1)で森林の機能として山地災害の防止、そして水源の涵養など、国土保全上大変重要な役割を果たしているということ、それからそれらの機能が発揮される具体的な仕組みについて記述をしております。

それから(2)でございます。このような森林を維持する、そして造成するといったことを通じまして、山地災害から国民の生命・財産を守るため、治山事業を実施しているといったことを記述をいたしております。

2、これまでの治山事業の取組と成果でございます。

(1)でございますけれども、治山事業の歴史を振り返っております。かつては社会の発展に伴い、森林伐採が進んで荒廃が進んだといったこともございましたので、1911年に現在まで続く治山事業を発足させたこと、そして戦中・戦後で再び森林荒廃が進んだわけでございますけれども、計画的な治山事業を実施してきたこと、そして施工技術の発達等によりまして、よ

り効果的、より効率的な工事が可能となっておりまして、荒廃地の森林回復が加速したといったことを記述させていただいております。

なお、コラムを設けておりまして、海岸防災林造成の取組につきましても取り上げております。治山事業等には、山地災害への取組だけでなく、海岸防災林の取組も含まれております。その歴史、そして効果、これからの取組等について御紹介をさせていただいております。

その下の（２）でございます。治山対策等を進めた成果といたしまして、我が国の国土は山地災害に強い状態に変化してきていることを記述しております。

下段に掲げておりますグラフでございます。これは長野県伊那谷地域の事例でございますけれども、令和２年と、それから昭和36年の豪雨を比較いたしまして、降った雨の量は多かったわけでございますけれども、山地災害の発生箇所は大幅に減少したといったことを紹介させていただいております。ふだんはなかなか実感しにくい治山対策の効果をお伝えしてまいりたいというふうに考えております。

それから、大きな３、気候変動による山地災害の激甚化・形態変化でございます。

まず、近年の変化でございますけれども、（１）でございます。気候変動により大雨の発生等が増加をしていること、そして今後も極端な降水は増加するのではないかとというふうに予想されていること。

そして（２）でございます。１か所当たりの災害規模が大きくなるなど、発生形態が変化しているといったこと。具体的に申し上げますと、下の（ア）にございますように、大量の雨によりまして表層より、より深い層からの崩壊が発生するようになってきております。これに対してリモートセンシング等を活用いたしまして危険な場所を特定、そして監視しつつ、斜面の補強等の必要な対策をきちんと講じていくといったこと。

そして（イ）でございます。ここでは溪流等が縦方向、そして横方向に大きく侵食されるようになっていくといったことを踏まえまして、溪流の状況に応じてタイプの異なる治山ダムを適切に配置したり、そして流木を適切に捕捉する、そして除去する対策を講じているといったことでございます。

それから（ウ）でございます。線状降水帯などにより山地災害が同時多発化するといったことが懸念されております。危険度の高い地区における治山事業の治山対策の実施率を上げていく、そして既存施設を嵩上げしていく等の対策を講じていくというふうにしております。

（エ）洪水被害や流木災害の激甚化が懸念されているといったことを踏まえまして、保水力のある森林土壌を保持する対策、そして流木の発生、そして流出を抑えていく対策を講じてい

くといった取組を強化していく必要があるといったことを記載させていただいております。

4、気候変動等に対応したこれからの治山対策でございます。

まず、(1)でございますけれども、治山対策を国土強靱化基本計画、そして森林・林業基本計画に適切にきっちりと位置づけているということ。

(2) その上での具体的な取組といたしまして、山地災害危険地区で集中的に治山対策を実施しているといったこと。

そして7ページを御覧ください。

流域治水との連携。そして既存施設の寿命を延ばしていく長寿命化といった取組。そしてICT技術等の活用。そして次のページでございますように、山地災害の早期の発見、そして住民への情報提供等を実施しているということを御紹介させていただいております。

そして最後でございます。5、森林・林業施策全体で進める災害に強い地域づくりといったことでございます。

これは、まとめとして森林・林業施策全体で災害に強い地域づくりを進めていることを記述しております。治山対策だけではなくて、森林計画制度、そして森林整備事業、そして林道整備など、これらが一体となって緑の社会資本である森林を適切に整備・保全していくといったこと、このことを通じまして、持続可能な地域づくりに貢献をしていくといったことを紹介しております。

事例として、令和3年7月の大雨の際、孤立集落の解消をするために、林道が代替路として機能した、役立ったということを紹介させていただいております。

以上が特集でございます、引き続きトピックスに入ってまいりたいと思います。

まずトピックスの1でございます。

太陽光発電の適正な導入に向けて林地開発許可制度を見直したということを紹介させていただいております。太陽光発電設備の設置に伴う土砂流出の発生状況、おそれを踏まえまして、知事の許可を要する基準面積を1ヘクタール超から0.5ヘクタール超に引き下げて規制を強化をしたといったことを紹介しております。

トピックス2でございます。しいたけの原産地はどこか。その原産地の表示につきまして、収穫した採取地ではなくて菌を植え付けた植菌地とする、こういったルールに改正をしたことを記述しております。なお、ルールの改正以降でございますけれども、海外からの菌床の輸入量は大きく減少したといったことをグラフをもって紹介をさせていただいております。

それから、トピックスの3でございます。

トピックスの3では、林業労働力の確保の促進に関する基本方針を変更しております。造林、そしてICTの技術を有する者の適切な育成、そして労働安全対策の強化、そして女性の活躍、外国人材等の適切な受入れ等々をこの方針の中で明記をしたことを御紹介を申し上げております。

それからトピックスの4でございます。

トピックスの4におきましては、J-クレジット制度におきまして、森林整備を通じたクレジットをより創出しやすくなるようルールを見直したことを紹介をしております。また、令和4年度に創設いたしました森林×脱炭素チャレンジという顕彰制度でございますけれども、こちらの表彰制度、顕彰制度について御紹介をしております。

なお、本文の38ページにおきまして、この顕彰制度の第1回目の受賞者の方々を御紹介させていただいております。

それからトピックスの5でございます。

トピックスの5では、国有林野におきまして樹木採取権の事業が全国8か所でスタートしたといったことを御紹介をさせていただいております。本文の36ページでございますけれども、冒頭で樹木採取権の目的は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るものであるといったことを記載をしております。また、その下のパラグラフでは、いわゆる皆伐は1か所5ヘクタール以下で、保護樹帯を設けるなど、伐採ルールにのっとり行っているということ、そして確実に再造林が行われるよう措置をしているといったこと、これを併せて記述をさせていただいております。

以上がトピックスでございます。

そして、引き続き本編に入ってまいりたいと思います。

第1章、森林の整備・保全でございます。

まずこの第1章の森林の整備・保全でございますけれども、大きな1の中で、まず森林の多面的機能が2050年、カーボンニュートラルやグリーントランスフォーメーションに寄与するということで、林業イノベーションを内容をアップデートしながら推進しているといったこと等につきまして記述をさせていただいております。

12ページの冒頭に紹介しております林業普及指導員につきましては、本文の48ページにおきまして災害の復旧事業や、森林所有者に対する施業提案等々の分野におきまして実際に活躍いただいている事例を紹介させていただいております。

概要にお戻りいただきまして、大きな2からは、森林整備を推進するとともに、エリートツ

リー等の種苗の供給、そしてスギ花粉発生源対策を推進しているということ、それから林道等の路網の整備を推進しているといったことを紹介をしております。

13ページを御覧ください。

こちらのページでは、森林経営管理制度の下で意向調査の実施、経営管理の受委託を着実に進めているということ、森林環境税、森林環境譲与税につきましては、活用額が年々増加をしているといったことを記述をさせていただいております。ここにつきましては、各方面からの関心が非常に高いといったこともございまして、本文の58、そして59ページにおきまして、優良な取組の事例を豊富に御紹介をさせていただいております。

14ページを御覧ください。

14ページでは、保安林制度を適切に運用しているといったこと、そして危険な盛土を包括的に規制する盛土規制法が昨年5月に成立したことなどを記述するとともに、森林における生物多様性の保全、野生鳥獣害、それから松くい虫、ナラ枯れ被害等、そしてその対策等について記述をさせていただいております。

15ページ目を御覧ください。

国際的な取組の推進といったことでございます。

世界の森林面積は減少傾向にあること、地球温暖化対策計画の目標達成に向けまして森林吸収源対策を着実に推進しているということ、昨年12月に生物多様性C O Pが開催をされまして、2030年までの基本的な枠組みが採択されたこと等々始め、国際的な取組動向、そしてJ I C A等を通じた国際協力につきましても記述をさせていただいております。

以上が第1章でございまして、引き続き第2章、林業と山村（中山間地域）に入ってまいりたいと思います。

大きな1の林業動向でございますけれども、まず（1）でございます。林業産出額がここ20年で最高水準となったこと、そして（2）では1林業経営体当たりの素材生産量は増加するなど、林業経営体の規模拡大は着実に進行しているといったことなどを記述させていただいております。

17ページを御覧ください。

林業労働力でございます。林業従事者数が長期的には減少傾向で来たところ、ここへ来て横ばいに転じて、2020年は4.4万人となっているということ。

（4）では林業経営の効率化につきまして施業の集約化の取組、そして引き続き18ページ目を御覧ください。こちらでは、収支のプラス転換、マイナスからプラス転換に持っていく、い

わゆる新しい林業に関する取組を御紹介させていただいております。

引き続きその下の大きな2でございますけれども、こちらでは特用林産物が林業産出額の約4割を占め、特にきのこ類の輸出額が増加傾向にあるといったことなどを紹介をしております。

本文の110ページにおきまして、原木しいたけを学校での体験学習、そして給食に取り入れていただいている、そういった事例がございましたので紹介をさせていただいております。

それから薪の生産量でございます。いわゆるキャンプブーム等の影響もございまして増加をしているといったことを記載をさせていただいております。

19ページ目を御覧ください。

大きな3、山村の動向でございます。

(1) では山村の現状といたしまして、山村地域に過疎化などの課題がありつつも、都市住民、そして外国人観光客、地方移住希望者等々から大きな関心が寄せられているということ。

そして(2) では山村の活性化といたしまして、林業・木材産業の発展に加えまして、地域資源の発掘、そして付加価値向上の取組といったことを支援しているといったことを記述をさせていただいております。

以上第2章でございまして、引き続き第3章、木材需給・利用、木材産業に入ってまいります。

まず大きな1の木材需給の動向でございますけれども、上のグラフにございますとおり、我が国の木材需要、コロナ前の水準に回復をいたしまして、自給率は41.1%になったといったことを記述をさせていただいております。

また、木材価格でございますけれども、下のグラフにございますとおり、直近の2年間は四半期ごとに表示するようにしておりまして、いわゆるウッドショックによるピーク時よりは低下しましたが、以前と比べますと高い水準で推移をしているといったことをお示しをしております。

また、下の(4)の違法伐採対策でございます。クリーンウッド法につきまして、5年後見直しを実施したといったことを記述をさせていただいております。

21ページ目を御覧ください。

大きな2といたしまして、木材利用の動向でございます。

(1) では木材利用が炭素の長期的な貯蔵機能を果たすものといたしまして、2050年カーボンニュートラルに大きく貢献するといったこと。

そして(2) では、建築分野の木材利用につきまして、22ページ目にございますように、非

住宅・中高層建築物の木造化・木質化が進展しているといったこと。いわゆる都市（まち）の木造化推進法等によりまして、木材利用を後押しをしているといったこと等を記述しております。

なお、本文の140ページ、そして141ページにございますけれども、各方面から、木材利用に関する事例をしっかりと紹介してほしいと、豊富に紹介してほしいという声をたくさん頂いております。見開きで、そして写真と共に建築の事例を多数紹介させていただいております。

また、その次の142ページにおきまして、建築物木材利用促進協定につきまして、その具体的な実施状況、国との協定の事業者名やその内容等を含めまして御紹介をさせていただいております。

それから、その下の（３）でございます。木質バイオマスの利用でございますけれども、まずはマテリアル利用につきまして記述をし、そして23ページ目を御覧ください。マテリアル利用に続きまして、エネルギー利用される木質バイオマスが年々増えているといったこと、そして地域のエコシステムを推進しているといったことを紹介させていただいております。

そして（４）でございます。消費者等に対する木材利用の普及といたしまして、いわゆる木づかい運動、木育、木材利用促進月間の設定等々始め、消費者等に対する広い木材利用の普及につきましてしっかりと取り組んでいるといったことを紹介させていただいております。

（５）、木材輸出の取組でございます。木材輸出が増加傾向でございます。2022年は前年比11.0%増の527億円となっているといったことなどを記述しております。

なお、本文の153ページでございますけれども、木材輸出の概況の中で、いわゆる数量とそして価格の双方につきまして、その動向、分析を行っております。

24ページ目を御覧ください。

大きな３といたしまして、木材産業の動向を記述しております。国際競争力の強化に向けた取組が進展しているということ、それから国産材の活用に向けた新たな製品、新たな技術の開発・普及といたしまして大径材への対応、そしてC L Tの普及などを推進しているといったことを御紹介させていただいております。

25ページ目を御覧ください。

製材業を始め、各部門で国産材の利用割合が長期的には増加傾向にあるといったことを記述しております。また、本文では、158ページになりますけれども、ウッドショック等を受けて実際に事業者におかれまして、国産材への切替えを進めておられる、そういった取組を御紹介させていただいております。

以上が第3章でございます。

引き続き第4章、国有林野の管理経営でございます。

26ページ目以降になります。

まず大きな1といたしまして、国有林の役割を紹介しております。国有林野は森林面積の約3割を占めておりまして、国土保全、水源涵養などの国民全体の利益につながる公益的機能を發揮しているといったこと。

そして大きな2といたしまして、国有林野事業の具体的な取組といたしまして、公益重視の管理経営を推進しているといったこと。そして27ページ目でございます。民有林への技術普及等々によりまして、森林・林業施策の推進にも貢献をしているといったことなどにつきまして記載をしております。

内容といたしましては、国民の皆様が取組内容をイメージしていただきやすいよう事例を豊富に紹介をさせていただいております。例えば本文180ページにおきましては、北海道の渡島半島での保護林、これを拡充をしたといったこと、それから本文の182ページでは国と県で共同で10年間にわたって、林業採算性の向上に向けまして、下刈り等を省略する試験を継続して行ってきたことなどを紹介をさせていただいております。

以上が第4章でございます、続いて第5章でございます。東日本大震災からの復興でございます。

大きな1といたしまして、復興に向けた森林・林業・木材産業の取組でございます。

森林等の被害、そして復旧・復興の取組を紹介させていただいております。林地荒廃の被害箇所につきましては、着実に復旧が進行したこと。そして海岸防災林の復旧が進展しているということ、そして29ページ目にかけまして、林業・木材産業の生産が震災前の水準に回復しているといったことについて記述をさせていただいております。

また、大きな2といたしましては、原子力災害からの復興といたしまして、しいたけ原木林等の再生に向けた取組、そして安心・安全な特用林産物の供給に向けて体制整備といったことなどを紹介、記述をさせていただいております。

以上が第5章まででございます、最後が令和5年度森林及び林業施策でございます。

令和5年度の予算、税制、金融措置等、令和5年度に講じようとする施策につきまして、森林・林業基本計画の項目立てに沿って整理をさせていただいております。

私からの説明は以上でございます。ありがとうございました。

○土屋会長　ありがとうございました。

非常に簡潔に御説明を頂いたことで、実は私の方にシナリオがあるんですけども、それと比べると大分早くに済ませていただきました。ということは、それだけ議論の時間がたくさん取れるということですので、本当にありがとうございました。

白書の審議のときにはたくさんの御質問、御意見が出て、座長としてはかなりてんてこ舞いになるのがいつもなんですけど、ちょっとやり方を初めに御説明させていただきます。

かなり長いので、全部についてやると、あっち行ったり、こっち行ったりしますので、少しまとめてやらせていただきます。とはいえ、特集とトピックスは、やはり毎年違う内容なわけですから、その部分を少し厚めにやる必要があるんで、まず特集とトピックスは分けてそれぞれやります。ただし、時間はかなり限られます。

それから、その後のいわゆる通常章は大体2章から3章ぐらいをまとめて扱いたいと思います。つまり1章の森林の整備・保全と2章の林業と山村をまとめて、それから3章の木材需給・利用と木材産業と、それから国有林野の管理経営、5章の東日本大震災からの復興も含めて、ここは別に軽んじているわけではないんですが、3章、大体ページ数でいくとそうなりますので、3章まとめて御質問、御発言を頂いて、それから最後に令和4年度の森林及び林業施策と令和5年度の森林及び林業施策、つまり講じた施策と講じようとする施策について、これは分量は少ないんですが、やはりこのところが諮問の内容であり、答申するメインでありますので、そのところはちょっと別に扱うということにさせていただきます。

それから、ちょっと長くなって申し訳ないんですけども、順番ですが、施策部会からの検討の御報告は今、立花施策部会長の方からありましたが、聞くところによりますと、かなり3回の審議で様々な議論をしていただいたようです。それによって内容もいろいろところで修正、それから改良されていると聞いておりますので、申し訳ないんですが、施策部会の部会員の方々はちょっと我慢していただいて、まずは部会員以外の方、つまり御意見を言う機会がなかった方々を先にやらせていただいて、それからその後に施策部会の方々に改めて御発言いただくことにします。

御発言に当たっては大変申し訳ないんですが、項目は1項目若しくは2項目、できれば1項目にさせていただいて、もしもそこで言い切れない部分がありましたら、一旦そこで御発言を閉じていただいて、改めて御発言の機会を挙手をお願いするというようなことにさせていただきます。なるべく委員の方々から様々な御意見を頂きたいので、非常に申し訳ないんですけども、そういう措置を取らせていただきます。

それからもう一点、質問、意見に対して一問一答というのは一番望ましい形なんですけど、こ

れもまた時間をかなり取りますので、ある程度まとめてお答えを事務局の方から頂くようにします。これは事務局の方からしますと、まとめてですから、なかなかお答えしにくいと思いますが、ちょっとその辺は御準備をよろしくお願いいたします。

以上のやり方について、何か御異論、御異議がありましたら。

一括でやれという意見もあるんですが、実はシナリオがそのとおりに一括することになっているんですけれども、少し改変させていただいたんですが、よろしいでしょうか。

そうしましたら、まずは順番が実は今回からまた元に戻ったというのかな、特集が先でトピックスがその後になりましたが、まずは特集について御質問、御発言をお願いいたします。聞くところによりますと、治山事業若しくは保安林について特集というのは初めてだということですので、そういう意味では特集をこの問題にしたというのは、それ自体がトピックスなんだと思いますが、まず施策部会以外の方々に御質問でも御意見でも結構ですので、お願いいたします。その際は、何ページなのか、資料1と2の概要なのか、本文なのか、を明示していただいて御質問、御意見を頂ければと思います。

長くなりましたが、それではよろしくお願いいたします。いかがでしょうか。

先ずは、特集ですが。

出島委員、どうぞ。

○出島委員 早めに発言しようと思ひまして挙げました。出島です。よろしくお願いいたします。

今回、治山が特集ということで、かつていわゆるはげ山、森林荒廃がされていた時代に、治山技術によって、それで現在の豊かな山が存在しているというような経緯と、現在の技術によって、雨は多く降っているけれども災害自体は減っているとか、ふだんなかなか分からない情報が特集という形で整理されたことは大変よかったというふうに感じておりますし、我々もこれでより勉強ができるなというふうに感じました。

ただ、2点ほど、我々から見て残念だなというふうに思いましたのは、治山の中の一つのいわゆる溪間工と呼ばれる、溪流をせき止めて上下流の連続性をなくして山を治めるわけですが、結果的にそれによってその連続性が失われるということは、上下流を行き来するような魚類にとっては生息環境が失われる。いわゆる瀬と淵という、溪流において多様な環境がすごく単調なものになってしまうというようなことがあるんですけれども、そういう負の側面があることを積極的に書かなくてもいいんですけれども、現在それを和らげるために、生態系のそういう機能を維持しつつ防災機能も維持するような取組というのは既に何か所か、決して多

くはないですけども、国内でもやられていますので、そういう取組があるということは是非御紹介していただければよかったなというふうには感じました。

それはEco-DRRとか、流域治水とか、新しい概念も紹介していただいていますので、そういうものとも準じるものだというふうに思います。

あともう一点は、健全な山を管理することが治山にとって重要であるということも書かれていて、大変重要なことだというふうに思っていますけれども、その点においては、現在日本の山の現状においては、ニホンジカを適切に管理することが下草を維持することにつながり、こういう治山という側面においても重要であるというようなことは、どこかで書かれてもよかったのかなというふうには思いました。

私からは以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

先ほど申しましたように、幾つかまとめて事務局の方から回答をお願いしたいと思いますので、引き続き施策部会以外の方、いかがですか。

なければちょっと解禁して、施策部会の方も含めて御質問、御意見を願いますということにさせていただきますが、よろしいでしょうか。特によろしいですか。

そうしましたら、ちょっと時間塞ぎになるかもしれないんですが、私の方から質問なのかな、ちょっと確認をさせていただきます。

この概要で言うと3ページの(2)になりますかね。それから本文でいけば、具体的には15ページのところになると思いますが、治山事業等の効果によって、ほぼ同じような雨量等があった案件について、かなり被害が減ったという非常に積極的な数字の提示がありました。ここはひとまずは3件ですか、次のページにもなっていたんですが、この傾向というのは、いろんな例外はあると思うんですけども、かなり一般的な傾向というふうに、数字的に見て考えてよろしいんでしょうかということなんです。これある意味で、非常に積極的な意味合いも持つ数字だと思うので、その辺をちょっと御確認いただければと思いました。

今のが1つ私の質問ですが、ほかにいかがですか。よろしいですか。

そうしましたら、今、私も含めて2人からの質問、意見について事務局の方から御回答等を願います。

○河合治山課長 治山課長の河合でございます。

御質問いただきましてありがとうございます。

先ほど出島委員の方からお話しいただきました溪間工といいますが、治山ダム等の溪流にダ

ム、コンクリート製が多いんですが、そういうダムを設置すると、生物の移動の連続性がなくなるというようなお話を頂いたところでございますが、確かにそのとおりでございます、そこをどうやって移動の連続性を確保するのかというのは、我々こういう施設を設置する者で考えないといけないという課題だというふうに認識しておるところでございます。

それで1つの方法としては、魚類等がメインになりますけれども、魚類の移動の確保という面では魚道を設置するでありますとか、そういうことやおおるとのことと、あと例えばスリットダムといいまして、真ん中をコンクリートで埋めない形の、鋼材とかそういうもので、例えば木だとか土石流は止めるけれども、通常時での流れの連続性を確保する施設等を設置しておるところでございます。

それから、以前そういうコンクリートのダムで水、土、あと生物の移動ができなくなるというところにつきましても、生物の移動の確保という観点から、例えば群馬県の赤谷地区であったりだとか、北海道の知床の地区であったりだとか、そういう非常に生物多様性だとか、そういう環境に重要なところでは、ダムの一部の切り欠きというのを行いまして、動物等の移動の確保というのも図っているところでございます。

なかなか生物の多様性、または移動の確保ということと、人命・財産の確保ということを両面目指していきたいというふうに考えているところでございますので、そういう取組をやっているというところではありますが、白書にそこまでちょっと書けていないというところがございますが、そのような取組をさせていただいているというところがございます。

それから2点目、シカの個体数の管理につきまして、その辺が重要だというところがございますが、この特集のところではないのですが、概要版の資料の14ページのところで、本文の69ページでございますが、森林被害対策の推進というところがございまして、野生鳥獣の被害というのが非常に大きいというところ。また、シカの被害というのは非常に多くあるというところで、シカ等につきましては半減目標というのを立てて、環境省また農振局等とも連携しながら、シカ捕獲対策等を進めているということは、ちょっと別のところがございますが、記載させていただいているという状況でございます。

それから、土屋会長から頂きました災害が非常に少なくなっているというようなのは全体的な傾向なのかということでございますが、なかなか同様な雨が降っている場所というのを確保するというのは難しいところではございますけれども、基本的にはそのような傾向が見られるというところで、この3つについてお示しをさせていただいたところでございますが、本文の16ページのところでございますが、これは新潟県下越地区におけるというふうになってござい

ますが、表のところにつきましては、もう少し広い範囲、新潟県全体の治山対策ということで示しておったと思います。すみません、もう少しこの内容は確認させてから、もう一度御回答させていただければと思いますが、そのようなところで割と広い範囲で同様の傾向が出ておるという状況でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかに特集に関してどなたでも結構ですが、コメント等はよろしいですか。

松浦委員。

○松浦委員 松浦です。個別ではなくて、特集全体についてのコメントをちょっとお話ししたいと思います。

まず取りあえず、膨大な資料を収集しまして、よく分析し、分かりやすく簡潔に取りまとめられていると感じました。大変お疲れさまでした。

白書は紙面の都合もありますので、この取りまとめた特集号の背景には、数倍から十数倍の量に匹敵するような情報をきちっと集められていると考えております。そこにも、かなり重要な示唆や教訓が隠されているんじゃないでしょうか。したがって、主に2点を考慮いただきたいなというふうに考えています。

1点目が、書き足りない部分とか、重要な部分などを補足するために、例えば、2つか3つぐらいに絞って、そこを重点的に再度取りまとめて、それらを例えば一般的な雑誌ですね、いろいろ技術誌とか業界誌とかに何とか取りまとめて公表いただけないかなと考えています。

これはほんの一事例なんですけれども、例えば治山・治水政策、これは中央集権国家である律令時代から始まったのですが、その後、長い期間にわたり各領主に任せられ、江戸時代に入ってから統一的に行われてきたというような経緯があります。そういったことも取りまとめられると、江戸時代以降の中央政府の治山・治水対策につながってくると思いますので、そういったようなこと。

それから、明治維新以降に国有林の果たした役割ですね。こういったこともかなり資料を集められていると思いますので、第1期治水事業とか第2期とか、第2期は途中でちょっと尻すぼみしましたが、その中で国有林の果たした役割ってすごく大きくて、それを是非もう一度、何らかの形でアピールしていただければと考えています。

それから戦後につきましては、治山治水緊急措置法ですね。これ以降はかなり体系的な政策が打ち出され、いろんな治山事業が行われて、その結果、様々な工法とか工種が開発され、大きな効果を与えたと思います。なので、これらをまとめていただけると後世につながるのかな

というふうに思いました。

大きい2点目は、これだけの特集号をやったということは、きちんとレビューされたということで、レビュー作業というのは非常に重要だと思います。このレビューを行ったことによって、現在の問題点や課題が随分と見えてきたのではないのでしょうか。つまり、それを踏まえた将来に向けての戦略を立てる上で、いろんなシーズや示唆が出てきたと思います。それらを是非、活かしていただきたいというふうに考えています。

例えば、取りまとめに当たっては、将来の重点目標を設定するということが可能になっていると思いますが、広く浅くという目標を立てるのではなく、レビューした結果を参考に、何が林野庁の治山としてアピールできるかというところを絞り込み、そこを重点目標にして戦略を立てられたらどうかと考えています。

はっきり言って予算規模が少ないので、それを広く薄くばらまくと特徴が出てこないと危惧します。なので、山椒は小粒でもピリリと辛いみたいな形で林野庁治山の独自の特徴を出していただければなど。それをもってたちまち2、3年の短期的なスパン戦略と、5年、10年後を見据えたような中長期の戦略を掲げていただいて、その中で、じゃどういうふうに具体的な戦略を立てて、それを実現するために予算化するというところを、白書の作成が考える機会になったというふうに思います。

戦略を実現するために、林野庁は技術官庁ですので、そのために必要な技術開発、研究開発に対して今から手を打っておくということも重要なことというふうに思います。というのは、やっぱり予算措置をするととなると、今の時代はエビデンスが絶対に必要となります。例えば、このような事業をやるとこれだけの効果がありますよ、ということを財務当局に説明するにしても、きちっとした定量的なデータがあるとやっぱり強いと思います。5年、10年後の戦略を打つために、今から研究開発、調査、技術開発に投資いただければと思っています。

その際に重要なのは、例えば森林管理局が各地方にありますけれども、その周辺の例えば都道府県の試験所や研究所、それから大学や林業大学校、さらに森林総合研究所の各支所、こういった管理局単位ではいろんな関係する研究調査機関がありますので、それらと民間を加えた産官学組織をうまく連携しオーガナイズしながら、将来に向けての技術・研究開発を積極的にやっていくというようなことが必要かなと考えています。

そういう意味で、今回のこの特集号によっていろんな問題点や課題が明らかになったことが、将来の布石に非常に役に立つと思います。したがって、その点を考慮していきながら長期的なスパンで戦略を練っていただきたいと思いました。

以上です。感想です。

○土屋会長 ありがとうございます。

この特集に関係した一番の専門家でおられる松浦委員の方から、総括的な御意見を頂いたと思います。これは特に御回答いただかなくてもいいですかね。多分、回答いただくとすると、かなりたくさんの範囲になると思いますので、よろしければちょっとここで、それは御意見として。やっぱりお話ししたいですか。

どうぞ。

○河合治山課長 大変貴重な御意見頂きましてありがとうございます。

せっかくこのような機会を頂きまして、こういう内容でまとめさせていただきましたので、これは十分活用させていただくとともに、様々な場面で例えば寄稿をするだとか、文章を書くだとか、どこかでお話をさせていただくとかということにも十分使わせていただけるので、そういうことを頑張っていきたいなというふうに思っています。

それから最後頂きました技術開発だとかいろいろな機関との連携ということにつきましては、治山関係の技術者が集まっている治山研究会というのもございまして、それは都道府県、森林管理局、民間の方々も入っていただいている、そういう研究会みたいなものがございまして、そういうところで年に1回研究発表会みたいなのもやっておりますので、そのような機会も捉えながら様々な技術開発等、これからも進めさせていただければ有り難いなというふうに思っています。

それからすみません、先ほど土屋会長から頂きました全国的な被害の状況につきましては、本体資料の16ページでございます。資料の下のところでございますが、全国的に山地災害の発生は減少というところでタイトルを書かせていただいておりますが、昭和30年から34年、年平均で約1.1万ヘクタールの崩壊が発生したというところがございまして、平成30年豪雨、この平成30年においては約740ヘクタールと、それからその年から令和4年までの5年間の平均では320ヘクタールと、非常に大幅に年間の崩壊面積というのが減っておるというところも示させていただいておりますので、全国的な傾向でもこのように減っておるというところでございます。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

最後のところは、私、見落としてて申し訳ございません。勉強不足でした。

それでは、特集のところは一応ここでおしまいにさせていただきます。

続きましてトピックスです。

トピックスは全部で5つあるという御説明がありました。これ一括して御質問、御意見を受け付けますけれども、どのトピックスかというのを是非御指示いただければと思います。いかがでしょうか。まずは施策部会以外の方でいかがですか。

どうぞ。

○飯塚委員 飯塚です。よろしくお願いいたします。

2点ありまして、概要版の方の目次の順番が2と3が違っているのを御修正いただけたらと思います。

それとトピックス1のタイトルがちょっと分かりにくいなと感じまして、この文だと、太陽光発電の適正な導入を目的としたという印象がすごくありまして、この許可制度を見直した目的というか狙いは、土砂流出等の発生が多かったから減らしたよということなのですね。なのでタイトルが、そういった森林の公益的機能と調和するためのみたいな感じで、もう少し分かりやすくなるといいなと感じました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございました。

もう1個目は見ればすぐ分かることで、どうもありがとうございました。

2つ目については、少し後でまとめて御回答いただきます。

ほかの施策部会員以外の方であればお願いいたします。

どうぞ。

○秋吉委員 秋吉です。

トピックス3の林業労働力の確保の件の四角囲みしてあるところの高性能林業機械等の導入・開発のことで、ちょっと現場からの意見なんですけれども。

現場として労働力とともに生産性を維持していくためにも、高性能林業機械の導入は必須なんですけれども、導入に対しての国からの補助を県を通して補助申請をするのに関して、結局、生産性を向上させる、老朽化のために維持をさせるために導入したいんですけど、でもその維持をするためにはどうしてもそういうものの導入ができなくて、補助自体があるのは有り難いんですけども、費用対効果とかのところが大変やりづらい面がありまして、もうちょっと購入とかそういう導入ができやすくできないのかなという現場からの意見を言わせていただきました。

○土屋会長 ありがとうございました。

トピックス3についての今の御意見だったというふうに理解しました。まとめて後で御回答いただきます。

ほかにいかがでしょうか。

○玉置委員 玉置です。

トピックス1のところですが、先ほど森下企画課長からも説明がありましたけれども、開発許可制度面積数字が明確に明記されたことによって、当初の目的であった二次災害の防止だとか景観からという点から、これ以上は構造的・施工的な問題であるということが明確になって有り難いというふうに思います。

○土屋会長 玉置委員、今のは御意見と考えてよろしいですか。ありがとうございました。

もう一つぐらいいかがでしょうか。

施策部会の方でも構いません。いかがでしょうか。

ひとまずよろしいですか。

そうしましたら、ひとまず今の3人の委員の方からのコメントや質問について御回答をお願いいたします。

○森下企画課長 まず、トピックスの順序につきまして、目次とそれ以外の部分で違うといった御指摘を頂きました。これは全くもって大変失礼いたしました。これは事務上のミスでございます。訂正をさせていただきたいと思います。

正しくはトピックスは、順番といたしましては、太陽光発電に伴う許可制度の強化、そして2番目として、しいたけの原産地表示ルールの見直し、そして3番目に林業労働力の確保の指針に関する見直しと、そしてJ-クレジット、そして国有林の樹木採取権制度という順序になっております。

○河合治山課長 続きまして、治山課長でございます。

飯塚委員から御意見頂きました林地開発許可のことについてでございます。ただ、トピックスの概要版では非常に簡略化して書かせていただいているというところもございますが、林地開発許可制度というのは以前からある制度でございまして、保安林以外の森林の民有林の森林でございまして、1ヘクタール以上の開発をする場合というのは、この林地開発許可制度に基づいて都道府県知事の許可を得てやっていただくという制度でございまして、例えば工場を建てるだとか、ゴルフ場を造るだとか、そういうものの場合に全て1ヘクタール以上の場合はこの許可を取っていただくということになってございます。

今回この4月から施行になった部分につきましては、太陽光発電について行う場合は0.5ヘ

クタール以上のものについてはこの許可を取っていただくと。今までは、1ヘクタール以下のものについては許可が不要だったんですが、太陽光発電については0.5ヘクタールを超える状態、例えば0.7ヘクタールとかでも許可が必要ということになって、太陽光発電についてのみ規制が厳しくなっているということでございます。

そのことを踏まえまして、今回タイトルといたしましては太陽光発電の適正な導入に向けたということで、よりその点を分かりやすく書かせていただいているということでございますので、できますればこのような内容で書いているという趣旨を御理解いただけると有り難いというふうに思っております。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

あとトピックス3について、どうぞ。

○渡邊経営課長 トピックス3についてでございます。

本文というよりは、高性能林業機械導入の補助事業についての御意見というふうに受け止めましたけれども、ただいま高性能林業機械の導入に当たっては3,000立米以上の事業体であるということと、それから都道府県の設定している生産性向上目標以上を達成することというようなことを要件とさせていただいております。

これは、例えばこの白書の本文でいいますと89ページに林業経営体による素材生産量の増加などについて触れさせていただいております。この中で、90ページの方に組織形態別の素材生産量等の推移というものが上がっております。3つグラフがあって、真ん中に組織形態別の素材生産量ということで色が3本伸びておりますけれども、オレンジが森林組合で青が民間事業体、緑が個人経営体というふうになっていて、民間事業体、森林組合共に素材生産量は伸びているということで、やはり基本計画の下に森林・林業、林業を成長産業化させるということで、生産性の向上というのを目標として掲げさせていただいております。

そういう点からも、各経営体の事業体の生産性なり収益性の向上というのは非常に重要な論点かなというふうに考えておりまして、そういう意味では機械の単純更新的なものは、なるだけそういうところは避けて、生産性の向上という部分に重点を当てた形の施策にさせていただいているところでございます。

一方で逆に、生産性が上がり切っちゃって、ちょっとこれ以上、例えば1万立米以上生産できるようになってしまって、数万立米やっていると。これ以上だと飛躍的に生産性を上げるというのはなかなか事業体として限界があるというようなところについては、今後どうするかと

いうのは検討していかなくちゃいけないのかなと考えておりますけれども。そういうふうに、成長産業化させる過程において、各事業体に更に伸び代を持っていただきたいというようなことをメッセージとして考えておりまして、そういう形で事業を組ませていただいているということを御理解いただければと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

玉置委員のコメントは、先ほどの治山課長のということですね。ありがとうございます。

一応ここで特集とトピックスの質疑応答は終わるんですが、福島委員がもう少しすると多分退室になってしまうんじゃないかと思うんです。それで、もしもありましたら、まず特集、トピックスについての御質問や御意見が。もうここで退室されるということですので、通常章の方についてもまとめて、もしもあれば頂ければと思いますが、いかがですか。

○福島委員 すみません。オンラインで失礼いたします。

次の第1章に関係したところなんですけれども、概要の方の14ページの(3)の森林における生物多様性の保全、それから15ページの(3)の生物多様性に関する国際的な議論のところなんです、生物多様性についての記述していただいているんですけれども、もう少し全体的にこの観点からの情報を充実していただいてもいいのではないかなというふうに感じました。

今回の特集でも掲げられていますけれども、これまで環境問題に関しましては、どちらかというと気候変動にスポットが当てられてきたというふうに思いますけれども、最初に御説明いただいたように、COP15で新たな生物多様性に関する世界目標が掲げられたこともありまして、例えば最近の民間企業の動きなどを見ていると、事業活動における生物多様性保全への取組をこのところ急速に強化してきていますし、また投資家からもその取組の情報開示をしつかり求められているという流れがあります。こうした動きの中で、その生物多様性の観点からも、森林の持つ価値であったり、保全の重要性への関心というのが非常に高まっているなというふうに感じています。

また、もちろん企業だけではなくて、全ての国民が森林から生物多様性の恩恵を受けているわけなんですけれども、何となく印象的に国民のそうした意識というのは意外と希薄なんではないかなという印象を持っております。そうした観点も含めて、世界的な潮流も踏まえて、もう少し全体的に生物多様性の観点からの森林の価値とか保全の重要性について情報があってもいいのではないかなという印象を持ちました。

以上です。

○土屋会長 はい、ありがとうございます。

これまでの方法だと、実は幾つか集めてになるので、そうすると多分福島さんいなくなってしまうと思うので、ちょっと特出しで申し訳ないんですけども、このことについて既に御発言の準備ができれば。

森林利用課長お願いします。

○川村森林利用課長 御意見ありがとうございます。森林利用課長の川村でございます。

委員御指摘のとおり、生物多様性についてはカーボンニュートラルの次は生物多様性だということで、国内の企業も非常に動きが活発になってきております。我々としても森林として多様性にいかに貢献するかという観点で、世界の動き、国内の動きについても、しっかりと追って対応できるようにしてまいりたいというふうに考えております。

白書の方の記述については、昨年末のCOPを踏まえた記述にとどまっておると、国内的には生物多様性国家戦略、農水省の生物多様性戦略、こちらの方の記述をさせていただいているところでございますけれども、また、今後とも全体の動きを踏まえながら記述の充実に努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

○福島委員 すみません。先にお答えいただいてありがとうございました。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、もう今の質問と回答で入っているわけですが、先ほど申しましたように、少し通常章についてはまとめて御質問、御意見と回答をお願いしたいと思っています。

つまり第1章と第2章、森林の整備・保全と林業と山村、この中に非常にたくさんの様々な課題や問題の記述もあるわけですが、まとめて御質問、御意見をお願いいたします。

まずは施策部会員以外の方でいかがでしょうか。

小野委員、どうぞ。

○小野委員 ありがとうございます。小野なぎさでございます。

ページ数が、本文の方の118ページ、119ページになります。

山村の動向の章の中にあります森林サービス産業についての部分ですが、この取組は森林・林業基本計画にも取り上げられており、全国の地方自治体が新たに取り組もうと挑戦をしているテーマだと認識をしております。

ここ数年いろいろな事例を取り上げていただいている、中でも企業向けの研修ですとかワークショップ、または健康の取組に関する紹介がありますが、世の中のニーズや動向に合わせて、地方自治体の取組、具体的に自治体がどんなことをしているのかという事例がもう少し載っていると現場の方々のお役に立つのではないかなと思いました。

例えば今、群馬県等では、サービス産業の取組の一環として、県が森林活用アイデアコンテストというのを行って、県の中からアイデアを集めて、学生さんですとか企業さんからアイデアを集めて、それを基にこれから取り組もうとしている事例があったり、あとは国有林でもある長野県の上松町にある赤沢自然休養林等では外国人観光客がとても近年増えていまして、去年はまだインバウンドが解禁されていない中でも10件近くの間合せがあったそうです。

弊社にも割と海外の間合せがここ数年増えているんですけども、全国の森でサービス産業をするというのは、例えば森を歩くというのは基本的にお金が掛からないことだと思うんですね。そこをサービス産業にするということは、何かしらのサービスを考えていくということになるので、人材育成というのもとても重要なポイントであると認識しています。

なので、この辺りをどのように地方自治体がやっていて、さらに人材育成をやっているかなどの事例も載っていると、具体的にアクションに入りやすいのではないかなと思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

あと幾つかまとめたいと思いますが、佐藤委員、よろしくお願いします。

○佐藤委員 宮崎県日之影町の町長をしております佐藤でございます。

私は第2章、林業と山村（中山間地域）ということでございますので、正に私の地域というか、町の実情が林業生産動向から経営動向、こういったことで書かれてあることを十分このような形でなっております。

事情を申し上げますれば、木材価格が若干上昇したということで、伐採をする素材関係については非常に好調というかよくなっております。そしてそれに伴いまして、若い世代の方々が就労すると、やはり大型機械、大型トレーラー、そういったものの動きの中で従事をするということで、そういった面では伐る方というか、伐採する方については元気がいいわけですが、国も宮崎県も伐って植えて育ててということを標榜してやっておりますけれども、伐る方は非常に人材も出てきた、そして大型機械の導入効果もあって収益も上がり、働いてくれる方の賃金もアップして良くなっております。

さあ、今度は、その後の植えて育てるという段階になったときに、その一翼を担うのは、やはり中山間地域では森林組合の作業班の方々。しかしながら、ここに林業従事者への通年雇用が進展、年間給与は343万円とかいう記述がございます。このとおりであるというふうに思いますけれども、しかしながら、そういった造林とか育林をする作業については、やはり若い人たちはなかなか子育ての段階、そういった中で、そして仕事はハード、夏の下草刈りとか植付

け、今新しい技術が発展してきておりますけれども、まだまだそれでも難しい。そういった中で、やはりここの部分の所得をどのような形で上げていくのかということで、ここがうまく回っていけば、山村においても林業で働きたいという人は増加する方向に行くのかな、そして地元出身者も帰って頑張ろうかなという気になるのかなという意識があります。

というのが、私の町に地域おこし協力隊で林業の方がたしか4名、今、町外の方ですけれども、やはり林業作業をやるということで来ておられますけれども、都市部からですね。そういう方がやはり林業楽しいですという形で今やっておられる。

その方々は、ある程度社会経験した方だけで、そういった所得でいいのかと思いますけれども、やはりそこで暮らしていくこと、地元で子供を育てて、林業といったことでやるとなると、やはり所得の問題が一番鍵になるのかなと。

せっかく素材の関係ではそういった形で所得というか、作業の厳しさといいますか、大型機械とかそういった導入によって良くなってきた。あとはやはり森林組合を含めた、そういった作業をする若い世代の所得アップをどうするのか。

国の方で森林環境税を措置していただきまして、本当にありがとうございます。ちょうど私の町でも、少しでもという形でその方々の雇用保険とか年金とか、そういったものに充当させていただいて、少しでも森林組合の経営から充填しようとか、そして通年雇用、そして退職金制度をびしっと確立して、年金をびしゃっという形まで循環するような形に持っていければ、せっかくここまで林業がちょっと右肩を向き始めた、そして2050年のゼロカーボンにおいても林業が注目されておりますので、是非この内容で私は何ら異議ないわけでありましてけれども、更にこういったことを書いていただければ、それを実態として動かしていったほしいという、これは要望といいますか、お願いという形で意見を述べさせていただきたいというふうに思います。

以上であります。

○土屋会長 ありがとうございます。

回答は、あともう一人ぐらい、もしも御質問の方おられたら、それで一緒にしたいと思いますが、施策部会の方も含めていかがでしょうか。いいですよ。

○立花委員 ありがとうございます。立花です。

私から来年の検討に向けて、事務局をお願いをしたく発言をさせていただきたく思います。

先ほどの生物多様性なんですけれども、ややもすると誤解があるような感じを私は受けています。ヨーロッパにおいて生物多様性が言われるのは、相対的に種が少ないからと言われている

ます。

2期前に日本森林学会の会長をなされた黒田神戸大学名誉教授が、シダ植物以上の維管束植物を例にとってフィンランドで1,100種、ドイツで2,600種なのに対して、日本で6,000種、マレーシアでは15,000種あると言われていました。日本は欧州に比べると大分種の数が多く、多様性があるということになります。我々はこの事実を忘れがちで議論しているように思います。

それで、日本における生物多様性のことを客観的なデータをもって白書の中でも示した方がいいのではないかと思います。この中では、種数の変化なども併せて整理することが必要と思います。その上で、日本は生物多様性をもっともっと増やさなければならないのかを、南北や標高などから見た地域性を含めて検討していく必要があると思います。社会的に見て生物多様性にどう対応するのが望ましいかを考える上で、客観的なデータをもって情報を伝えること、世界において日本はどれだけの生物多様性なのか、どう変化しているかを示すことが大事だと思います。そうした観点も来年の白書で検討していただくのがいいのかなと思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございました。

かなり論争が起きそうな意見だと思いますけれども、以上、3人の委員の方の御発言に対して、御回答をお願いいたします。

○川村森林利用課長 森林利用課長でございます。

まず、サービス産業の関係で御質問を頂いております。サービス産業、記述の方は地域の団体ですとか、企業の取組ということをピックアップして掲載をさせていただいております。ただ、こういった取組、1団体あるいは1企業の取組だけでは、地域のサービス産業を提供するということではなかなか成り立たない、農泊といった農業政策の方の連携をしてみたり、地域全体で取り組むということが非常に重要なキーワードになっております。

そういった取組については、多かれ少なかれ地域の自治体の方もしっかりとかみ込んでいるというところは多々ございます。そういったところ、自治体としてどういう動きができるのか、していくべきなのかといったところ、事例については、来年に向けて少し切り口をしっかりと見据えて工夫していきたいと思っております。

また本文の118ページの方に、この森林サービス産業のポータルサイトでフォレストスタイルというもののQRコードを掲載させていただいております。こちらの方には、白書に載せきれない様々な取組の御紹介をさせていただいておりますので、こちらの方も御参照いただければというふうに思っております。

あともう一つ、今、立花先生からございました多様性の記述の関係ですね。御指摘のとおり、生物種の多様性については欧州より多いのかなというのは直感としてあるんだということは言えるんだと思いますが、なかなか生物多様性とは何ぞやと、どういう指標でもって比較すべきなのか、比較できるものなのかどうかというところも議論が多々あろうかと思います。いろいろその辺の記述については、検討して進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○石田整備課長 整備課でございます。

佐藤委員からの御指摘ありがとうございます。

造林の関係、特に育林、造林、特に下刈りですとか、地ごしらえですとか植付けですとか、こういった造林事業に従事される方の処遇改善というのは大変大きな重要な課題だというふうに考えてございます。

そういったことで、私ども森林整備事業におきまして、特にその造林現場の処遇改善に向けまして、造林現場の工程分析調査というのをしてございまして、この調査に基づいて令和4年度にいろいろと共通仮設費を7%余から8%余に上げるですとか、現場監督費につきましても4%向上させるですとか、そういった取組をしまして、いわゆる全体の支援の水準というのを大体4%程上げさせていただいたという状況でございます。

あわせて、本年度につきましても工程の見直しをさせていただきまして、労賃もそんなんですけれども、例えば植付けの関係につきまして、これまである種、普通作業員という少し単価の低いものを用いていたところを、特殊作業員も用いるといったような形で、初期造林費用全体に対する補助金額が、一貫作業を行う場合で言えば、合計で12万円ぐらい上がるように措置をさせていただいたところでございます。

あわせて私ども、森林組合さんですとか、そういったところに対しまして、今回こういった工程の見直しをしましたと。また、労賃も普通作業員で大体2万700円ぐらい、特殊作業員ですと2万4,000円ぐらいという単価で、私ども造林の森林整備事業の単価を見ているところでございますけれども、こういった単価を用いているんだと、実は国有林の方で既にそういった取組をしてございますけれども、こういった単価を用いているので、是非現場で就労される方の賃金の方にも反映してくださいというお願いもしているところでございます。

こういった取組を通じまして、森林整備事業、特に育林、造林の方に従事されている方の労賃が上がるように、私どももいろいろと取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。特によろしいですか。

どうぞ、吉川委員。

○吉川委員 話が長くなるので遠慮してたんですけども。

○土屋会長 そうしたら、なるべく余り長くならないようにしていただければ。

○吉川委員 何点かあるんですけど、1つは概要案の14ページにある森林被害対策についてですが、21年度にシカを73万頭捕獲したとあり、現在の生息数を半減することを目標にしていますが、シカの生息数が日本全体で最大300万頭と推定されている中で、73万頭を捕獲できているのであれば2～3年で半減どころかもっと減と思うのですが、現状は森林の下層植栽の衰退が著しく、樹皮が剥がされたり、造林した苗木が食害されたり被害が続いています。先ほどから生物多様性の話が出ていますが、いわゆる絶滅危惧種に指定されない程度のシカの頭数というのは、何頭ぐらいを想定しているのでしょうか。

それから、1年間の捕獲頭数として本当に73万頭のペースを続けられるのでしょうか。また、実際には誰が捕獲するのでしょうか。

○土屋会長 吉川委員、今の1問でよろしいですか。

○吉川委員 まだあとあるんですけども、いいです。

○土屋会長 ちょっとまとめたいので、ほかにももしありましたら。もうこれで最後のお願いになりますけれども、この1章、2章については。よろしいですか。

どうぞ、飯塚委員。

○飯塚委員 飯塚です。

本文の99ページのところでちょっと質問なんですけれども、事例の下ところで、林野庁は販売力やマーケティング力の強化等々により推進しているというふうにあります。具体的に、こういった取組をされているのか、よろしければ教えていただければと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。よろしければ、今の2問についてそれぞれお答えいただきたいと思います。

○木下研究指導課長 研究指導課長です。

シカの関係、御質問頂きました。今後、再造林を進めるに当たっては、やはりシカ対策をどうするかというのは非常に大きな課題だというふうに捉えています。頭数のご指摘もありましたけれども、その半減目標自体は、シカはもともと300万頭以上いたのを10年かけて半減させるということで、国として目標を持って行ってきたというところですけど、ここに書いてあり

ますとおり、現時点で、北海道を除くシカの個体数は約222万頭ということで、すみません、先ほど申し上げた300万頭は北海道も入れての数字ですけれども、ここに書いていますとおり、2014年をピークに減少傾向にはなっているけれども、そこまで大きく目標までは到達しておらずまだまだシカが多いというふうな状況にあるかと思います。

特に問題なのは、その生息範囲が広がっているということで、今まで生息していなかったところ、例えば雪の多いところはもともとシカはいなかったですけれども、いろんな状況の変化も含めてシカがやっぱり増えてきている。もともと被害がなかったところが、そこは先端地としての被害が激甚化をするというふうな状況は続いています。

このようなところをどうしていくかということも、重要なテーマだと思っていますので、国のシカ捕獲関係は環境省の方で個体数調整をやっているということと、それから農水省の方でも農地等も含めて鳥獣被害対策ということで対策を行っているところですが、狩猟者自体が高齢化をしてきているという状況もありますから、効率的な捕獲をどうしていくかということと、林業者も含めてどういうふうにシカ対策を行っていくかということが、今大きなテーマだというふうに感じていますので、これらの対策を今後は強化をしていく必要があるかなということ考えています。

いずれにしても、今後も再生林をしていくときはシカ対策をどうするかというのは非常に大きなテーマだと思っていますので、引き続き対策を実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○吉川委員 ちょっとよろしいですか。

簡潔にお答えいただきたいのですが、シカ被害を減らすのに一体何頭ぐらい捕獲すればよいのでしょうか。現在、300万頭いるシカを73万頭ずつ何年間続けて捕獲するのですか。21年度に73万頭捕れたのであれば、続けて捕ればかなりの数を減らせると思うのですがどうなのでしょう。我々としては、1日も早くシカ柵などを使わずに林業ができるような状況を作ってもらいたいというのが願いです。造林コストが高いことに加えて、シカ対策まで行うのは難しいというのが林業者の実情です。

○木下研究指導課長 研究指導課長です。

白書の70ページのところにも書かせてもらっていますけれども、現在の捕獲頭数は約70万頭ということで書いております。半減目標に向けてこの頭数捕っているというところですが、あと何万頭捕ればというご指摘については、現実にはそれだけ半減までは減っていないと

いう状況ですので、また我々だけじゃなくて環境省などとも具体の頭数目標につきましてはまた調整させていただき、しかるべき回答をさせていただければと思います。

○吉川委員 林野庁としてどういうふうにお考えなのかということなんですよ。

環境省は、それは半減ぐらいで勘弁してやと、こういう話になるでしょうけど、林野庁としては、先ほども申し上げましたけれども、絶滅危惧種にならない程度のところまで捕獲するぐらいの強気の姿勢でもいいのではないかと、私はそう思うわけです。

○土屋会長 吉川委員、それは一つの御意見としてでよろしいですか。

○吉川委員 もちろんです。今の現段階でお答えできる話ではないでしょうからね。

○土屋会長 回答が非常に難しいと思います。

○土屋会長 回答なさいますか。

○吉川委員 結構です。

○土屋会長 議事録にはしっかり残りますので。

ほかはひとまずよろしいですか。実は時間が……

どうぞ。

○渡邊経営課長 経営課長でございます。

飯塚委員のお話ですけれども、99ページのどこの部分でしょうか。販売力やマーケティングですか。これは予算措置で、令和4年度事業なのでもう終わっている事業なんですけれども、持続的林業確立対策というのをやっていて、幾つか川上と川中とか、一緒になって取り組むようなものについて助成をするというようなことで、山側が出荷ロットを拡大し、協調して売るとか、出荷ロットを拡大するような取組に助成をしていたということでございまして、その更に売り先とも協調するみたいなことまで視野に入れた事業をやっていたということでございます。

○飯塚委員 これは原木販売の話ですかね。出荷ロットとかというのは……

○渡邊経営課長 出荷ロットは丸太の話です。

○飯塚委員 要するに丸太を売るための販売力とマーケティング力を強化するための事業だったということですか。

○渡邊経営課長 そうです。丸太販売の面で事業体の事業力を上げていくための支援ということとです。

○飯塚委員 なるほど。6次産業とかとは全然全く別の話というか、そういう観点は入っていないという感じですかね。

○渡邊経営課長 6次化ではなくて、供給力を上げていくという観点からの話ですね。6次化みたいに横幅に広く、いろんなことをやって多角化していくという話ではなくて、素材生産の出荷をもっと効率良くしていくとか、そういうような趣旨です。

○飯塚委員 ごめんなさい、ちょっと長くなっちゃうんですけど、林野庁として国産材の自給率を上げたいという目標がある中で、そういったことは非常に大事かと思うんですけども、最近、6次産業は余り言われなくなったんでしたっけ。すみません、まだ見切れていないのですが。

○渡邊経営課長 6次産業化はたしか……

○川村森林利用課長 森林利用課長でございます。

6次産業化につきましては、山村振興の観点から取組を進めておりまして、実際の予算は農村振興局、農水省の本省の方の予算ではありますが、山村活性化支援交付金というものがございいます。これについては森林の産物、こういったものを活用して6次産業化、あるいは新しい商品開発ですとか、その商品開発の販路の開拓、こういったソフト事業について取り組めるような仕組みがございいます。そういったところは、農村振興局と連携をして山村振興という観点で地域の活性化というところで取組を進めております。

白書での記述がどういう形になっているかについては、116ページで特用林産物、広葉樹、ジビエ等といった付加価値向上の取組を支援するというような記述をさせていただいておりまして、こういった取組の中で先ほど申し上げた6次産業化の部分も支援してきているところでございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

飯塚委員の御質問を失念しまして申し訳ございませんでした。

それでは、ちょっと言いかけになりましたが、1、2章を終えて、今度は、3、4、5、かなりこれはテーマ的に言うと広い分野にわたってしまっていて申し訳ないんですが、もう時間もかなり押していることもあり、具体的に言えば3章の木材需給・利用と木材産業、それから4章の国有林野の管理経営、それから5章の東日本大震災からの復興、この3章について御質問、御意見をお願いいたします。

中西委員、どうぞ。

○中西委員 中西でございます。

私の方から木材、国産材の利用拡大というところで、印象を述べさせていただきます。

ここで低層住宅以外の中高層建築物や、低層非住宅建築物の木材利用率のアップが大切だと

いった記載がありまして、そのための技術開発は、各社、各団体が、林野庁様の御指導を得ながら最も力を注いでいるところではないかなと思います。

本文のところの138ページに、CLTや木質耐火部材等の技術開発を進めているという記述だとか、140ページ、141ページで、たくさんの木材利用の事例を出してもらっているわけですが、もう少し技術開発を終えているものとか、まだ全然終わっていないもの等、いろいろありますが、その進捗状況等を記載していただいたらよいのではないかなという印象を持ちました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

幾つかまとめてお答え願いますから少しお待ちください。

ほかいかがでしょうか。

土川委員、どうぞ。

○土川委員 土川です。

私もこの第3章のところで幾つか意見というか、それから次年度に向けたお願いというか、そんな形でお話をさせていただきます。

先ほど冒頭にもお話がありました、この木材の利用ということで、本文の方ですけれども、141ページで様々なこういった事例を載せていただいたというのは大変有り難い話というふうに思います。

私も今、木材学会の方の関係でこの場にも出席させていただいているんですけども、やはり学会なんかでも、新しいこの木材の利活用ということで、様々な木造建築の事例というのがしばしば話題になりますので、こういった例を豊富に挙げただけだと、学会の方からも大変有り難いところかなというふうに思っています。

それから、非常に細かな言い回しでありますけれども、144ページの(3)の木質バイオマスの利用のあのところで木質バイオマスのマテリアル利用というふうな書きぶりをされております。恐らくこれは、146ページの木質バイオマスのエネルギー利用との対になっているのかと思うんですけども。細かな言い方をすれば、木質バイオマスのマテリアル利用というのは、板でも柱でもそういうことでありますので、本来でしたら新たなマテリアル利用ですね、この右のQRコードのところを見ると木材の新たなマテリアル利用というふうに書いておりますので、この書きぶりで誤解がないかとは思うんですけども、ちょっと気になったということだけお伝えいたします。

それから、あとはこの全体の感想でございますけれども、例えば158ページの事例3で、こ

のラインが新しくなって従業員の数が減ったとか、そういったいろいろな改善の記事というのが掲載されております。これも、そのメーカーさんもさることながら、この機械メーカーの方もいろいろと努力されてこういうふうなものを開発されております。

そのときに、今ですと、やはりワードとしては、A I ですか、I C T とか、ビッグデータとか、私も大学の講義でそういったことに関わって話をしているんですけども、少し製材機械関係ではそういったワードが見当たりにくいのかなと。林業機械の方では、たしか I C T 化ということで、二十何ページかにもそんな記載があったかと思いますので、林業機械、それから加工機械併せてそういったワードを取り入れた書きぶりというのが、例えばこれを若い方が御覧になったときにヒットするのかなと、そんな感じをいたしました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

玉置委員。

○玉置委員 この章全体を読みますと、木材利用産業について、建築分野における利用の分析がされていて非常に明確に書かれていると思います。

今後の動向として、非住宅・中高層建築物は、耐火であるということも明確に書かれており、そのための人材育成、部材の開発などの必要性も書かれています。さらに、住宅を含め、J A S 材が使われる様になるし、耐火仕様によっては、大径材の設計により、その利用にもつながるというようなことがきちんと時系列に書いてあります。ただ、そこには乾燥の問題、工場の問題、安定供給、価格の安定化など、ちゃんと課題もある事がうかがえます。そういう課題もありつつ期待もしていますということがよく分かります。

木材利用促進という施策の下に進めていく中で、その思いと裏腹に、使う場所・使い方によって、木材のメリットが出るような使い方をすべきと思います。

いずれにしても、全体の流れの方向を明確にしつつ頑張っていけるような施策であると思っています。

意見を述べさせていただきましたが、やっぱり概略版というのは表現の仕方がちょっと難しいところがあって、例えば、最後に24ページの一番下の、リフォーム・家具分野、表面硬度を高めた床材とか、言葉としては分かるんですけど、文章としては分かりにくいので、本文の方をきちんと読まなきゃいけないんだという反省をしつつ、意見を述べさせていただきました。

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは、御意見、コメントも含めて、今、中西委員、土川委員、玉置委員から頂きました

ので、回答を事務局の方お願いします。どうぞ。

○齋藤木材産業課長 木材産業課長、齋藤でございます。

中西委員、土川委員、玉置委員からそれぞれ御意見を頂きました。

中西委員からは、まず技術開発の関係、御指摘を頂いております。少し本部の構成上、記載が分かれたところで分かりにくい面があったかもしれませんが、例えば161ページにも技術開発の関連の記載が出てきたりということで、様々な技術開発の取組は、いわゆる利用面あるいは生産面、それぞれ取り組んでいるということについては、紙面の限界はありますけれども、記載はさせていただいているつもりです。

特に、中西委員のLVL協会なんかでも取り組んでいただいている、あの耐火の技術とか、当方の技術開発予算を御活用いただいて、非常に様々な技術開発が毎年なされております。そういった知見を広く皆様に見ていただく機会を設けるべく、我々ホームページに、まずそういったリストを掲載し、更に遡ってそういった報告書の概略とか、そういったものを掲載するように今しております。簡単に言うとデータベース化していくと。そういった取組もさせていただきながら、技術開発の取組というのは今後もしっかりとアピールしていきたいなと思っております。

土川委員からも頂いた、確かに利用面ではいろいろ耐火の技術とか、耐震の技術とか、そういったことで記載をさせていただいているんですけれども、御指摘のように機械が目覚ましい進歩、AI、ICT、ビッグデータ、そういったものを活用した機械というのも開発されております。

例えば、最近で申しますと合板の材面の状況を確認するウッドアイというか、そういった画像技術を活用して強度と照らし合わせる技術とか、そういったことも様々出てきております。来年に向けて、やはりそういったところも意識的に事例を集めまして記載をしてPRができればいいなというふうに思っております。

それから玉置委員から、いろいろ御意見頂きましたけれども、やはり非常に木材利用というのは多面性があって、先ほどおっしゃっていただいた、例えばよく議論になる、あらわしの問題とかというのものもあるんですけれども。これはコストとトレードオフの関係にもございまして、利用を拡大していくときに、例えば構造材をあらわしにしようとする非常に高いコストが掛かる。一方で、内装材とか、あるいは外構・外装、そういったところに板材を使っていく取組とか、そういったことも我々今後の方向性としては非常に重要だと考えておりまして、いろいろたくさん書いているので、ちりぢりにはなっておりますけれども、そういった考えの下に

取組を進めているところでございます。今後ともしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○土屋会長　ありがとうございました。

時間は、いわゆるスケジュールだと、もう尽きかけているんですが、もう少しこの白書について議論をさせていただきます。

今のくくりですと、主に3章についての御質問、御意見が多かったんですが、まだありましたらそれも頂きたいところですし、その後の国有林野、それから東日本大震災関係のところについても、もしも御質問や御意見等ありましたら是非お願いいたします。いかがでしょうか。

日當委員、どうぞ。

○日當委員　日當でございます。

すみません、3章でお伺いしたいのですが、本文の130ページ、131ページでございまして、ここで木材価格の動向を御紹介いただきました。2年前のウッドショックの中での困難期も、このグラフを見るとよく分かるところでございます。

その中で、直近の紹介ということで、本文の方で各木材製品並びに素材価格の御紹介があるのですが、資料Ⅲ－7のグラフの最後の方で、その立米と価格等が表記されているんですが、本文の価格とちょっと相違があるというふうなことで、分かりづらくなっているんで、合わせるか、若しくは違いを明確にされた方が混乱がないのかなというところをまずはお願いをしたいというところです。

それと148ページのところ、ここは意見ですけれども、燃料材の安定供給等に向けた取組の中で、燃料材については安定供給と燃料費の低減が課題というふうなことで御指摘いただいているんですが、安定供給と低減の以下の説明のところでは、低減の理由としては、輸入燃料の調達コストの上昇等によりというふうなことによって低減が求められるのかな。となってくると、その代替として国内の山にしわ寄せが行くのではないかなというふうに、ちょっとうがった見方になってしまうところに、ちょっと私の思いが飛んでしまうところがあります。

そういった誤解のないような書きぶりになるとよろしいのかなというところがありまして、御意見として申し上げました。

以上です。

○土屋会長　ありがとうございました。

もう少しまとめてお話を伺いたいと思います。ほかはいかがでしょう。

出島委員、どうぞ。

○出島委員　出島です。

4章の国有林野の管理経営の部分ですけれども、国有林の面積であったり、本文の177ページのところには、生物多様性の保全ということで保護林等について面積等も書いてあるんですけれども、先ほど来、生物多様性のことを話題にさせていただいてうれしく思っていますが、昨年12月の国際目標の中で30by30（サーティ・バイ・サーティ）という、2030年までに国土の3割、海も陸域も両方3割ずつ保護地域にしていくという目標が決まり、日本としても目指しているところだと思います。

その中で、この国有林野の貢献度というのは非常に高いものがありますので、そこについてはせっかくですので、是非書いていただかないともったいないかなというふうに思っていますし、国有林だけでなく民有林においても貢献できるような制度があるのであれば、そういうものは書いていくことが必要ではないかなというふうに思いました。

以上です。

○土屋会長　ありがとうございました。

もう一方ぐらい御質問があれば、いかがでしょうか。よろしいですか。

そうしましたら、ひとまず今の2問について御回答あればお願いいたします。

○森下企画課長　日當委員からの130ページの価格の表記の関係、大変分かりづらくて恐縮でございます。本文は年の平均でございまして、グラフは四半期の数字になっておりまして、そのところの関係性が、やや分かりにくくなっております。ということで数字が合っていないということでございます。

○上野木材利用課総括課長補佐　木材利用課の上野でございます。

日當委員から質問あったバイオマスの件でございますけれども、確かにF I T施設などが稼働し始めて、そこに供給する材が逼迫しているという状況ではございますが、我々としては、国産材の使えるものはちゃんとカスケード利用でA材、B材として使っていった上で、林地残材、まだその利用率が大体三十六%でもっと高められると思いますので、まずこの未利用材の活用を優先することで、バイオマス分の利用を促進していきたいと考えているところでございます。

○長崎屋計画課長　計画課長ですけれども、出島委員から生物多様性の御指摘ありました。正に国有林、重要な役割を果たしておるんですけれども、これにつきましては30by30（サーティ・バイ・サーティ）で具体的にどういったところを対象にするかとか、T N F DとかO E C Mとか、そういう議論を正に環境省と議論を始めたところでございますので、一定の成果なり方向性が見えたら、また御紹介なり白書に今後盛り込んでいくということを考えたいと思って

おります。今の段階ではまだ議論を始めたばかりですので、この記述でというふうに御勘弁願えたらと思います。

○土屋会長 ありがとうございました。

それで、この議題については大体時間は終わりに近づいているんですが、今、施策部会長の方からも指摘があって、私も実はチェックはしていたんですが、まだ御発言を頂いていないのが施策部会員にお二人、それから施策部会員ではない委員の方がお一人おられます。

具体的に言いますと、施策部会員ではない方では、小貫委員、それから多分施策部会員であるので自重なさっているんだと思うんですが、中崎委員と丸川委員も、今回御発言を頂いてはいないんですけれども、もしも何かありましたら、これは3、4、5章だけではなくて、前のところでも結構ですので、何かコメント等がありましたら。

中崎委員、どうぞ。

○中崎委員 中崎でございます。

今回の全体の流れの中で、私は山側にいる者としては、相対的なものの流れの中で、林業従事者のいわゆる賃金の問題、あるいは新たな取組の問題も、基本的には山元立木価格の不安定性、それが最大の問題だというふうに思っております。

と申しますのは、ウッドショックで原木価格が上がったと言いますが、山元立木価格というのはほとんど変化ないんですね。ですから、私はいつも、なぜ今伐期に来ている木がこれほどあるかという、当時植えた我々のじいちゃん、ばあちゃんの時代は、杉で言うと大体3万5,000円以上していましたよね、立方単価で。それが今の時代になって10分の1です。製品も実は6万五、六千円していたのが、平成の時代の半ばに入って4万7,000円台、令和になってまた6万円台まで。それでウッドショックでは10万円超えるというような。

だけど、山元立木価格というのは、再生林をできるような価格にはほとんどなっていないということで、実は昨年、全国の林業関係団体7団体で、何とかこの山元立木価格をある程度の水準になるようにやろうと。そうじゃないと今の再生林は進まないということで、危機感を持って宣言をしながら取り組んでいるんですけれども、残念ながらまだまだその水準にはなっていないと。

上がっても四、五千円までというような価格ですので、一時、少しは上がったんですけれども、我々から見ると大体1万円を常に確保できるような、そういった水準になっていかないと、再生林もできないし、賃金アップもできませんよというのが現実なんです。だけど、その現実の問題をなかなか国民の皆さんにも、関係者の皆さんにも、御理解いただけないというのがま

ず1つであります。

それからバイオマスの問題。震災以降、とにかく電気、電気、電気ということで、バイオマスであれ、太陽光であれ、風車であれ、どんどん、どんどんできてきたんですが、その先の後始末のことは何にもしていないんですね。ですから、今、バイオマス発電も原料調達が大変難しいと。これは我々から言うと当たり前のことなんです。要するにA材、B材も買手がないとき、C材、D材だけ出しなさいって、これは無理な話なんです。

ですから、そこをいかに安定的な林業経営に結び付けるかということは、私はこれは総合的な問題だというふうに理解をしていますので、そののところをどっかで皆さんに理解いただけるような取組を、我々自身もしていかなければならないし、林業に関係する皆さんにも、その辺のところをしっかりと考えていただきながら、いかに今豊かな日本の森を守っていくかということは最大の問題だというふうに思いますので、その辺を今後しっかりと取り組む方向というものをしてほしいなというふうに思いました。

以上です。

○土屋会長 ありがとうございます。

私の方で僭越ながら御指名させていただいたあとお二人の方はよろしいですか。

どうぞ。

○小貫委員 企業の経営に携わる者の一人として、これだけ多くのものを取りまとめられたことに大変感謝し、敬意を表したいと思います。

ただ、私個人的には、やはり具体的な目標を設定しないと、なかなか説得性と言おうか、アピール度が低いんじゃないかなと思っています。いつまでに何をどうするんだと。そこを、全項目については難しいんでしょうけれども、やはり重点的な施策については、一つのめどとして定量的な目標を是非掲げていただいた方がよろしいかなと。非常に意地悪なコメントで恐縮でございますが、そういったことを感じました。

以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

丸川委員、いかがですか。

○丸川委員 白書の中身の方は、作った方なので、大変よくまとめていただいたんじゃないかと思います。議論も3回、4回やりまして、大変白熱したなというのが印象でございます。

私は令和5年度の施策の方でちょっと意見があります。これも後で御説明があるんだったら、その後だと思いますけど。令和5年度の森林、これは5年度に講ずる施策という理解でいいと

思うんですが、1つは森林環境税とか譲与税について私がお聞きしたかったのは、森林環境譲与税のことが書いていないのは何でなのかなということです。講ずる措置ということで、収入の方はあまり関係なくて、支出、使い方の議論をされているのかどうかという、単純な質問でございます。森林環境譲与税のことは、講ずる措置の中のどこに書いてあるのかなと。見落としていれば、それを教えていただきたいです。

それからもう一つは、今の中崎委員のお話に絡むんですが、やっぱり12ページの(5)の再造林の部分です。ここは実施体制の整備ということで、恐らく山元、上流の方のことを書いておられると思うんですが、製造業あるいは林産業を応援する川下の立場からすると、再造林をするために、もう少し我々自身も単に需要開拓することだけではなくて、再造林をするために何か講ずるべき措置はないのかなと、これは今年以降の課題だと思うのです。今、中崎先生もそういうふうにおっしゃいましたので、次の課題かなというふうに思っているということでございます。ありがとうございました。

○土屋会長　ありがとうございました。

今の丸川委員のコメントは、こちらが御発言を求めたんですけれども、次の講ずる施策の方の話ですので、ちょっと回答は待っていただいて、その前の出島委員、中崎委員、小貫委員のコメント、御質問等について、御回答があればお願いいたします。

○石田整備課長　整備課でございます。

中崎委員からあったお話しにつきましてお答えをさせていただきたいと思います。

御指摘のとおり、立木価格を上げていくということは、再造林を進める上でも大変重要であり必要不可欠なことというふうに考えてございます。日本不動産研究所さんが公表されている山元立木価格で申しますと、地域によって大分違うのですけれども、立木価格が上がったところはある。とは言え、例えば平成13年以降の価格の動向を物価の変動も加味して見てみますと、製材品の価格が殆ど変わっていない一方で、立木価格というのは当時の4割、5割という水準にまだある、そういう状況だと認識しているところであり、こういったものをきちんと上げていくということが必要だというふうに考えてございます。

先ほど御紹介がありましたけれども、中央の団体の方でも、再造林可能な立木価格を実現する取組を進めると、正に川上から川下までが連携して進めていくことが重要というふうな決議も頂いているところでございます。やはり、そういったことをきちんと進めながら需要を創っていく、また川上側も川中側とちゃんと交渉できるような力をつけていく。そのために、例えば集約化、こういったものも進めていく、いろいろこのことにつきましては、独り川上が努力

すれば良いですとか、川中が…ということではなくて、川上から川下までの全体が連携して取り組んでいく必要があるというふうに考えてございまして、いろいろと私どもも必要な政策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○川村森林利用課長 続いて森林利用課長でございます。

森林環境税、森林環境譲与税の関係の記述は、令和5年度の施策のどこに記載があるかということですが、御指摘のとおり譲与税の活用の部分については、ページで言うと令和5年度の施策の1ページ目の「概説」の中に、中段にございます「このため」というところの少し下の方に、森林経営管理制度及び森林環境譲与税を活用した適切な森林整備を推進ということで記載をさせていただいておりますが、森林環境税の税の徴収の部分、これにつきましては「税制上の措置」の方に記載がないのかということでございましたけれども、これは令和5年度の税制改正大綱にのっかっているものということで整理をさせていただいておりますので、環境税についてはもう既に措置がされているという形でございますので、5年度に特に記載するということにはなってございません。そのような状況でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

先ほどの出島委員からのお話については、もう回答されておりますので、あと小貫委員の御意見、コメントについては、特によろしいですか。これ担当は難しいところであると思っておりますけれども。

○石田整備課長 すみません、整備課でございます。

目標でございますけれども、いろいろなところで、例えば先ほど来お話のございます森林・林業基本計画、こういったところで例えば森林整備の目標ですとか、そういったものの具体的な数値をいろいろお示しをしながら、私どももそれに向けて取り組んでいるところでございまして、毎年度の白書の方に、その目標数値というのはこの中で記してはいないところでございますけれども、大本となつてございます基本計画ですとか、全国森林計画ですとか、そういったところにおきましていろいろ目標を定めて進めているというふうに御理解いただければと思います。

○土屋会長 ありがとうございます。

もう実は議論が少し始まっているんですが、そうしたら次のいわゆる講じた施策、講じようとする施策、しっかりした言い方では、令和4年度森林及び林業施策と令和5年度森林及び林業施策について、もう既に頂いていますが、ほかに何か御意見、御質問等ありましたら伺います。

よろしいでしょうか。

一番、冒頭にも申し上げましたように、林政審として実は意見を求められているのは、その一番最後の令和5年度森林及び林業施策について意見を求められているわけで、それについては、そうすると特に御異論等はないということと理解いたしてよろしいでしょうかね。

ありがとうございました。

大分私の差配が悪くて時間をオーバーしております。一番初めに申し上げましたように、後ろが詰まっておりますので、この辺で議論を閉じたいと思います。

皆さんの御協力によりまして、御欠席の方を除きますとオンラインの方も含めて全員、私も含めて何らかの形で質問や御意見を頂きました。皆さん本当にありがとうございました。本来ですともっとお話ししたいことがたくさんあったかと思いますが、項目を絞っていただきまして、時間も絞っていただきましてどうもありがとうございました。

これは事務局の方にはお願いですが、もうこういった形でほぼ完成している状態なので、御意見をそのまま入れることはなかなか難しいと思うんですが、御回答にもありましたように、次年度の白書の中の、若しくは白書以外のいろいろな施策についても含めてですが、その御検討に是非御意見を有効に活用していただければ非常に有り難いなと思っております。

それでは、これで取りまとめを行いたいと思います。

令和4年度森林及び林業の動向も含めて、今後の修正等の対応については会長に一任いただきたいんですが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○土屋会長 ありがとうございました。

その上で、一番最後にあった、令和5年度森林及び林業施策について、適当である旨の答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○土屋会長 ありがとうございます。

それでは答申文案を配付いたしますので御確認いただきたいと存じます。

(答申文案の配付)

○土屋会長 皆さんお手元に行きましたでしょうか。

御一読いただいて、御異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○土屋会長 ありがとうございました。

異議なしという声が多数ですので、これで承認ということにさせていただきます。

それでは答申の手交に移ります。答申書を私の方から読み上げさせていただきます。

農林水産大臣 野村哲郎殿。

林政審議会会長 土屋俊幸。

令和５年度森林及び林業施策の答申について。

令和４年９月７日付け４林政企第36号をもって諮問のあった令和５年度森林及び林業施策について、下記のとおり答申します。

記

令和５年度森林及び林業施策について、別添のとおり定めることが適当である。

以上です。

(土屋会長から前田林政部長へ答申文を手交)

○前田林政部長 ありがとうございます。

○土屋会長 ありがとうございました。

休憩をこの後取ることになっているんですが、取ってよろしいですか。押してますね。

本当は休憩をここで取ることになっているんですが、何回も言いますように、この後の予定がありますので、もしもう少し続けてよければ、それほど超過はしないと思うんですが、よろしいでしょうか。

もしも生理的な欲求のある方は適宜退席いただいて問題がないようにしていただければと思いますが、よろしいですか。

すみません。私の方の不手際で時間が押しまして申し訳ございませんでした。皆様、御厚意ありがとうございます。

それでは、議事次第に従って進めさせていただきます。

全国森林計画の策定についてです。

まず、農林水産大臣からの諮問文を小坂森林整備部長に代読していただきたいと存じます。

小坂森林整備部長、よろしくお願いいたします。

○小坂森林整備部長 それでは代読させていただきます。

林政審議会会長 土屋俊幸殿。

農林水産大臣 野村哲郎。

全国森林計画の策定について（諮問）。

森林法第４条第８項の規定に基づき貴審議会の意見を求める。

よろしくお願いします。

(小坂森林整備部長から土屋会長へ諮問文を手交)

○土屋会長 謹んで検討いたします。

今、諮問を頂きました。

それでは、全国森林計画の策定について、事務局より説明をお願いいたします。

○長崎屋計画課長 計画課長の長崎屋です。

資料の2-1、全国森林計画の策定についてに基づきまして、本日はその趣旨と現在の計画の策定の経緯ですとか実績、それから今後のスケジュール等につきまして説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。

全国森林計画は、森林・林業基本計画に即して5年ごとに15年を1期として立てる計画でございます。

3番目のポツに書いてありますように、全国森林計画では全国44の広域流域ごとに伐採立木材積とか造林面積などの計画量を示しております。そして右側の図の中ほどになりますけれども、この全国森林計画の計画量を踏まえまして、民有林では都道府県知事が、国有林では森林管理局長が、158の流域ごとに策定する地域別の森林計画がありますけれども、その指針となる計画でございます。

1枚おめくりいただきまして3ページを御覧ください。

現在の計画についてですけれども、まず1つ目の丸に書いておりますけれども、現在の計画は平成31年4月1日からの15年間、令和15年度末までを計画期間とする計画になっております。

続いて2つ目の丸ですけれども、現在の計画は、令和3年に策定しました森林・林業基本計画を踏まえまして計画量を見直すとともに、森林の整備・保全に関する事項について記述を追加する。こうした変更を令和3年6月15日に行っております。

現行計画の策定から5年を経過しますので、この度令和6年4月を始期とする15年間の計画を策定する必要があります。

4ページをお開きください。

策定のスケジュールでございますけれども、本日、諮問及び議論の前提となります実績ですとか、森林の現況の御報告をいたします。その上で7月頃素案を提示して御議論を頂いた上で、パブリックコメントを経まして、9月に林政審議会では答申を頂きたいと考えております。

続きまして5ページをお開きください。

ここからが実績になりますけれども、5ページ、表に数字を載せております。

全国森林計画で示している計画量、これは15年分の総量でございますけれども、これを単純に15分の1しまして年平均の数値を出して、この表の（A）というところに記載しております。

これと実績を比較するために、今の計画期間であります令和元年から3年度までの3年間の年平均の実績値、これが（B）でございます。

それから実績の傾向を見るために、その前の平成26から30年度の5年間の年平均値、これをB'として掲げております。

これを見ますと伐採立木材積につきましては、総数としては、実績は計画に対して88%でございますけれども、内訳を見ますと主伐が見込みよりも多く実施されて、逆に間伐は見込みより少ない実績となっております。

また人工造林につきましては、令和元年から3か年の年平均で3万4,000ヘクタールということで、これは計画の半数程度にとどまっております。その前の5年間の実績、B'に比べますと、増えてはおりますけれども、主伐面積も同様に増えておりますので、再造林が長期的に森林資源を確保していく上でも大きな課題であるということが、この数字からもうかがうことができます。

6ページを御覧ください。

新たな全国森林計画の策定の方針でございます。

先ほど御説明いたしましたとおり、現在の計画は令和3年に内容を変更しております。どういったところを変更したかにつきましては、お手元の資料2-2を後ほど御覧いただければと思います。

今回の全国森林計画の策定の検討でございますけれども、このページの（2）策定に当たっての考え方に書いておりますけれども、まず1ポツ目として、森林・林業基本計画における多面的機能の発揮の目標の実現に向けまして、最新の森林資源量を踏まえて計画量を見直すということが1番目でございます。

このページの下に森林・林業基本計画の目標が書いております。ここで目標とする森林の状態として、令和22年の目標値が書いてあります。したがって、実務的には、この今の森林資源の状態からこの22年の目標に向かって、流域別に計画量を計算していくという作業になります。

そして2ポツ目になりますけれども、令和3年6月以降に生じた情勢変化ですとか、新たな施策の導入を踏まえた記述を加えるという方向で検討したいと考えております。

最後に次のページ、全国森林計画の策定に当たって行いました森林資源現況調査の速報値に

ついて御説明いたします。

8 ページをお開きください。

まず森林面積についてでございますけれども、森林の総面積は5年前、平成29年と比べまして2,505万ヘクタールから2,502万ヘクタールということで、ほぼ横ばいで推移しております。

その下の区分別の面積ですけれども、育成単層林が若干減りまして、育成複層林、天然生林が若干増えております。育成複層林の増加につきましては、樹下植栽ですとか、群状、パッチ状の伐採によるものと考えております。

最後に9ページ目です。森林の蓄積でございますけれども、天然林、人工林合わせまして56億立方メートルとなっております。うち人工林が35億4,500万立方メートルとなっております。人工林につきましては高齢級化ですとか、あるいは伐採の増加に伴いまして蓄積の増加スピードはやや鈍っておりますけれども、前回5年前に比べまして人工林の蓄積量も7.1%の増加となっております。

こうした森林の現況の数値などを参考にいたしまして、森林・林業基本計画に定める長期的な目標に向かって計画量等を検討してまいります。

私からの説明は以上になります。

○土屋会長 御説明ありがとうございました。

御説明の中にありましたように、今回諮問を受けたわけですが、あと2回林政審議会では検討することになっております。7月頃に開催予定の林政審議会で、ここで一番内容について深く議論をして、パブリックコメントを経て、9月上旬の林政審議会で、今度は答申をするという形になりますので、次回が非常に重要になるということはお分かりだと思います。

それを踏まえまして、何か御質問、御意見、御確認しておきたいことありましたらいかがでしょうか。

はいどうぞ、吉川委員。

○吉川委員 6ページの策定に当たっての考え方についてですが、育成単層林の目標値が660万ヘクタールとなっておりますが、この数値はどこから出てきた数字でしょうか。今、約1,000万ヘクタールある育成単層林を660万ヘクタールまで減らしていくということですね。もしも660万ヘクタールに減ったとき、例えば660万ヘクタールを66年で伐採すると仮定すると、年間の伐採面積は10万ヘクタールになりますが、例えばヘクタール当たりの木材生産量を230立米とすると、全体の木材生産量は2,300万立米しかありませんよね。育成単層林から出てくる材の量です。

これ将来にわたってこんな数量でよろしいのですか。私にはちょっと理解ができないので、御説明を頂ければと思います。よろしくお願いします。

○長崎屋計画課長 御質問ありがとうございます。

660万ヘクタール、将来的に単層林にするということですが、これは今の1,000万ヘクタールの人工林について、林地生産力が高い、あるいは道からの距離が近い、いわゆる林業生産条件がいいというものを設定しまして、660万ヘクタールの単層林を維持するというふうにしております。

それが木材供給量を賄えるのかということですが、正に660万を66年で割ると10万ヘクタールになるわけですが、じゃその森林からどれくらい木材が出てくるかというふうになると、今ヘクタール230立方というふうに……

○吉川委員 今現在の数値が230立方ぐらいでしょう。

○長崎屋計画課長 ただ、一般に人工林を皆伐したときに、ヘクタール400立方ぐらい出ると思うんですね。

先ほど申しましたように、生産条件のいいところ、正にそれは林道だけではなくて、樹高の伸びがよくて、正に林地生産力が高いところ。そういうことを選んで1,000万のうち660万というふうにしております。

したがって、また660万あれば木材供給量は賄えるというふうに思っています。

○吉川委員 400立方取れたとして4,000万立方じゃないですか。

○長崎屋計画課長 それにプラス間伐がありますし、育成複層林からも出ますし、そういうことがあれば十分だと思います。

○吉川委員 育成複層林も伐るのですか。

○長崎屋計画課長 当然間伐なり、択伐をして、広葉樹の混ざった森林に持っていく過程で、一定の木材が出ますので。

○吉川委員 育成単層林が660万ヘクタールになっている時には、育成複層林もほぼ出来上がっている段階でしょうからそれで木材生産量が足りるのでしょうか。

日本の林業は、これから木材の輸出ということを考えていく必要があると思います。スギ材というのは、世界で非常に有用な材になってくると思いますよ。それも丸太じゃなくて、何かどんな形でもいいから、付加価値を付けた製品という形で輸出できるような体制を構築する必要があります。ちょっとヒノキは価格的に難しいかもしれないが、スギに関してはエリートツリーもあるし、いわゆる需要が増える可能性を十分含んでいる材料と考えていますので、将来の木

材生産量がその程度でいいのかというのが私の疑問です。

○長崎屋計画課長 遠い将来の木材需要を正確に予測するというのは、非常に難しいと思います、率直に言ってですね。

660万が、何度も繰り返しになりますけれども、森林の状況、路網の状況を見てそういう目標を立てているわけですが、どちらかと言うと正に御指摘あったように、660万を66年で割ると年間10万ヘクタール伐るとしたら、再造林もそれだけ造らなきゃいけないということになります。

今、説明したように再造林はその水準までいっていないので、どっちかと言うとそっちの方の悩みといいますか、うまく再造林も調和した上で目標値に近づけていかなきゃいかんというふうに思っております。

○吉川委員 おっしゃるとおりだと思います。再造林面積が3万ヘクタールではどうしようもないです。

○小坂森林整備部長 246立方って全森林の平均蓄積だから、天然生林も含めたものが246なので、246というのは間違いなく低過ぎます。それで、だいたいスギとかヒノキでの人工林も、年成長8から10ぐらいはやっぱ取れると思うので。そうすると、10の660だったら6,600万立方になるというのが考え方のベースです。

もう一つは、やっぱり我々も現場を見て、昔の人はよくここまで植えたぞというのはあると思うんです。1,000万ヘクタールというのは、山のとっぺんまで植えた姿ですから、それでやっぱり計画課長が言ったみたいに、道の入り方、木の育ち方、地位ですね。

それを見ると、3分の2ぐらいは回せるけど、3分の1は、昔のおばちゃんよくあそこまで苗木を植えたなというところは、やっぱり育成複層林に戻っていくという考え方なんで、そんなずれはないと思っています。

○吉川委員 なるほど。

○小坂森林整備部長 こういうものを見ながら頑張っていきたいと思っております。

○吉川委員 よろしくお願いします。

○土屋会長 ありがとうございます。

本当はここから面白いんですけども、残念ながら審議会の場ではできませんので、またの機会にさせていただきます。

ほかによろしいでしょうか。実はかなり押しております。

いや、あれば。

○松浦委員 松浦です。

先ほどちょっとトピックスで出てきた太陽光発電との関係なんですが、太陽光発電の許可基準を0.5ヘクタールに引き下げるというのは、地域森林計画に組み込まれた民有林での0.5ヘクタールだったと思います。すみません、確認なんですけど、地域森林計画に含まれていない民有林については、従来の1ヘクタールというふうに考えてよろしいのでしょうか。そういう事例はあるのでしょうか。

○橘国有林野部長 1ヘクタールの規制自体が地域森林計画の対象森林に対するものです。

○松浦委員 大丈夫なのですね。なるほど、分かりました。いろんな業種の方が入れるので、民有林の部分には、だから少し心配でした。了解しました。

○土屋会長 よろしいですか。

先ほど申し上げましたように、次回の林政審でも全国森林計画については議論いたしますので、そのときに続きをやっていただければ有り難いと思います。

ありがとうございました。

それでは、次の議題に入ります。

議題の3はその他なんですが、一番初めにありましたように、盛土規制法に基づく基本方針について、前回の審議会において事務局より本件の御説明をしていただいたんですが、本日はその後の動きなどについて補足説明をしていただき、委員の皆様から御意見、御質問等を頂ければと思っております。

それでは盛土規制法に基づく基本方針（案）について、事務局より説明をお願いします。

治山課長ですね。

○河合治山課長 治山課長の河合でございます。よろしくお願いいたします。

資料3をお願いいたします。

盛土規制法基本方針（案）につきましては、前回2月20日の本審議会におきまして御説明させていただき、委員の皆様から御意見、御質問等を頂戴したところですが、本日は補足といたしまして、その後の動き等について御報告いたします。

資料の1ページを御覧ください。

盛土規制法に基づく基本方針（案）について全体像をまとめたもので、前回2月20日にお示ししたものを現時点のものとしております。

上の囲みの概要のところ、盛土規制法においては、主務大臣である国土交通大臣と農林水産大臣が基本方針を定めることとされており、また、その際には、あらかじめ関係する審議会の

意見を聞くこととされています。

左側のスケジュール一番下のところでございますが、5月26日に盛土規制法が施行されましたら、速やかに林政審議会等の意見聴取を行った上で基本方針を告示することとしております。

これらを速やかに行うため、法施行に先立ち、あらかじめ本審議会では2月20日に基本方針（案）について事前説明を行い、御意見を伺ったところです。

また、同様に他の審議会でも昨年度中にそれぞれ御意見を伺っております。

その後頂いた御意見を踏まえた上で、4月10日からパブリックコメントを実施しているところでございます。

次に2ページを御覧ください。

前回の審議会でも、法施行に当たっての体制整備や国からの支援等について御意見、御質問がございましたので、資料で御説明させていただきます。

関係部局間の連携ということで、一番上の箱のところ、盛土等に伴う災害の防止を図るためには、関係部局間で緊密に連携することが重要であり、国においても関係府省連絡会議等を通じて連携体制を充実するとともに、地方公共団体においても、盛土規制法所管部局の体制を確立することと、既存法令等による対応も含め、関係部局と連携し、総力を挙げて盛土等の安全対策に取り組むことが重要ということで、その考え方を絵で示させていただいております。

次に、真ん中の国と地方公共団体の間のところ、連携と記しております矢印の下に、国から地方公共団体への支援ということで、4つの矢印がございます。

その内容といたしまして、基本方針等の策定、盛土規制法の運用ガイドラインの整備、国による財政的な支援、技術的な支援にしっかり取り組んでいくこととしております。

それから右下に赤字で、不法・危険盛土等の早期発見とありますが、地域の住民の方や関係事業者の方などからの通報ですとか、行政による定期的なパトロール等による監視、そういったことにより早期発見し、速やかな危険箇所対策等につなげていこうというものです。

次に3ページを御覧ください。

盛土規制法の施行に向けて基本方針、表中に黄色で塗っておりますが、それに加えて表のその下になりますが、より詳細な実施要領ですとかガイドライン等についても策定し、公表・通知する予定としており一覧でまとめてございます。

都道府県や盛土を行う事業者等がしっかりと盛土規制法に基づく対応ができるよう、これらガイドライン等について法律の施行に合わせて公表・通知してまいります。

最後に4ページを御覧ください。

基本方針（案）の主な御意見ということで、前回の林政審議会で頂いた御意見について左側、大きく3つにまとめてございます。

上から、関係部局間の連携・体制の確保について、真ん中、規制区域の指定について、一番下、盛土等の安全対策について、それぞれ御意見を頂戴しております。

これらに対しまして、基本方針ですとか、ガイドライン等に基づいてしっかりと対応しているということを右側の方に記載してございます。

なお、内容につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

私からの説明は以上でございます。

○土屋会長 ありがとうございます。

今、御説明ありましたように、この盛土規制法につきましては前回の審議会でも御説明いただき、それについて御意見、御質問等頂いたところですが。

また、御説明ありましたように、これから法が施行される前までに、林政審議会としてももう一度意見を聴取ということになるんだと思います。ちょっとそれについては、この後、申し上げますが。

以上のことについて、御質問、御意見等がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

これは皆さん、今の御説明でお分かりのとおり、国段階でも審議会だけでも我々の審議会も含めて3つ、それから都道府県段階でも様々な部局が関わってやるものです。そういう意味では、これがうまくいくかどうかというのは非常にチャレンジングなんだと思います。ただし、盛土の問題というのは、やはりそれだけの重要性を持っているということなので、これについては林政審議会も、この基本方針について常にチェックをする立場にありますので、これから注視していくべきだと考えております。皆さんの御協力をよろしくお願いいたします。

それで最後に、今、御説明があった基本方針については、盛土規制法第3条第3項の規定により、林政審議会の意見を聞かなければならないということになっております。このため5月26日の法施行後、速やかに諮問・答申を行う必要があります。事前に説明をして、前倒しでいただいて、今回も含めていただいたんですが、正式には、法施行後なんですね。

これまでの御意見を踏まえて、次回の林政審議会の開催方法、つまりこの林政審議会では諮問・答申を行う必要があるんですが、それがかなり近い将来になってしまうので、実際にこういう形で林政審議会を開けるかどうかについては、ちょっと検討が必要だということになっております。ちょっとそれ以上は今の段階では言えないんですが、林政審議会の開催方法、日程

も含めた今後の対応については、申し訳ないんですが、私に一任させていただければと思います。

よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○土屋会長 ちょっと御説明がややこしくなりましたが、開催の方法等については一任をお願いいたします。

ありがとうございました。

以上で、今日予定しておりました議題は終了いたしました。

皆さんの御協力で、一応スケジュールの範囲内に収まったようでございます。ありがとうございました。

それでは最後に、林政部長から総括のコメントをお願いいたします。

前田部長お願いします。

○前田林政部長 本日は、長時間御議論いただきましてありがとうございました。

今日は白書の議論が中心でありましたが、大きく白書の内容とか、その活用方法に関する御意見、それから森林・林業をめぐる課題、施策の在り方そのものに関する御意見、この2つがあったというふうに思います。

まず前者につきましては、細かな細部についての有り難い御指摘のほか、生物多様性、あるいは森林サービス産業、国産材の利用拡大に関する技術開発、そういった動向についてもきちんと記録をし、また国民の皆様に分かるように広報していく、白書の使命を踏まえて、きっちりした記述にしていくべきといった御指摘をいただきました。今年度の白書に記述するという事にならない部分もあるかもしれませんが、引き続き来年度あるいは白書以外の部分も含めて、しっかり記録、広報ということを考えていきたいというふうに思っています。

また、白書の活用ということにつきましては、特に治山の部分におきまして、今回初めて白書で治山を特集として取り上げたわけですが、改めてたくさんの資料を取り寄せ、分析をする中で、治山の重要性、ふだんは目が余り当たらない部分ではありますけれども、いかに大切な役割を果たしているのかということについて今回改めて認識することができました。

委員からの御意見もございましたように、是非この成果を今後の戦略の立案と推進に生かしていきたい、あるいは今回、白書の中で公表できなかったようなことも、いろんな場面で追加的に公表するというようなことも検討していきたいというふうに思っております。

それから大きく2つ目として施策の在り方そのものについての御意見もたくさん頂きました。

例えば再造林、山元立木価格、経営体の収益力の向上、シカ被害等々、こういった課題につきましては、やはりこの森林・林業の現状について、国民の皆様にも、まず御理解いただくということをしつかりやらなければいけないと。その上で、川上、川中、川下の全ての関係者が連携してこういう課題に当たっていかなければいけないというふうに考えております。国民の理解という意味では、今回の白書なども含めて、きっちり実態を知っていただいた上で、林野庁といたしましても関係者の御意見を伺いながら、こういった課題についてしっかりと検討して、対策を構築して、推進してまいりたいというふうに思っておりますので、委員の皆様方からの引き続きの御指導、御意見をよろしくお願ひしたいと思います。

本日は長時間ありがとうございました。

○土屋会長 前田部長、ありがとうございました。

なかなか拍手が起こるというのは珍しいことで、ありがとうございました。

以上をもちまして、本日もかなり長くなりました林政審議会の議事を終了いたします。

委員の皆様方には、長時間にわたりまして大変熱心に御議論を頂きまして、本当にありがとうございました。

是非次回も、全員の委員の方から御発言を頂きたいと思っておりますので、また御準備をよろしくお願ひいたします。

それでは進行を事務局の方にお返ししたいと思います。ありがとうございました。

○鳥海林政課長 土屋会長ありがとうございました。

先ほど会長からお話しございましたとおり、次回の林政審議会の開催方法、日程も含めました今後の対応につきましては、土屋会長と御相談させていただきました上で、事務局から御連絡をさせていただきたいと存じます。

それでは以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様方には長時間にわたりましてありがとうございました。

午後5時03分 閉会